ヘルマン・シューマッハー著

株式会社の内部組織の発展 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における

|株式会社の経営管理の問題についての寄与|

庄 子 良 男 訳

Schumacher, 1937 Deutschen Handels=Gesetzbuch, Ein Beitrag zur Frage der Führung der Aktiengesellschaft, Von Dr. Hermann Die Entwickung der inneren Organisation der Aktiengesellschaft im deutschen Recht bis zum Allgemeinen

: Abhandlung aus dem gesamten Handelsrecht, Bürgerlichen Recht und Konkursrecht, Beihefte der "Zeitschrift von Dr. Carl Wieland, Professor an der Universität Basel. 1937 Ferdinand Enke Verlag Stuttgart. Nachdruck des Kunkel, Dr. Hans Würdinger, Professoren an den Universitaten Gottingen, Bonn und Breslau, unter Mitwirkung für das gesamte Handelsrecht und Konkursrecht", Herausgegeben von Dr. Jurius von Gierke, Dr. Wolfgang

Verlages Ferdinand Keip 1970.

目 次

序

第

章 十九世紀初頭の法的基礎 一八四三年に至るまでのドイツにおける株式会社の内部組織の発展

一八四三年に至るまでのプロイセンにおける株式制度

В

1. 保険会社

2. 鉄道会社

C. 株式会社の内部組織に関する実務家の諸見解 3. その他の株式会社

2. 1. ハンゼマン(Hansemann)の見解 カンプハウゼン(Camphausen)の見解

3. メヴィッセン(Mevissen)の見解

D. 認可されない株式会社

第二章

組合説 一八四三年に至るまでの株式法の発展に対する法人本質論の意義

C. ゲノッセンシャフト説 В A

擬制説

D 一八四三年一一月九日の株式会社に関するプロイセン法の立場

第三章 プロイセンにおける発展 普通ドイツ商法典に至るまでの株式法の発展 て今日もまだ議論の中心点に置かれている諸問題が示されている。

それゆえいったんドイツ株式法の最

初の起源

В その他のドイツ諸国における学問と実務

C 普 通ドイツ商法典

1

ニュルンベルク会議の基礎的立

2

序

結

語

以上、 目 次

株式会社が存続する限り、 ひとはその内部組織について作業し改善しそして推敲する。

ていない。それゆえ普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織がどのように発展してき 徴を与えている。この内部組織の三分制にどのようにして到達したかは、これまで連関的にはまだ取り扱われ 会・監査役会・株主総会が見られる。内部組織のこの三分制は、一八六一年以来ドイツの株式会社にその特別 変化してきていない。一八六一年の普通ドイツ商法典におけるように、今日もまた、株式会社においては、 なわち、 足すべき結果に到達してきていない。現代の改革努力においてもまた、主たる問題において、 たかが明らかにされなければならない。 継続的な改革努力にもかかわらず、しかし七五年以来株式会社の内部組織は、その本質的な基礎的特徴においては いかなる権限をひとは取締役会・主要株主およびその他の株主たちに認めるべきかが問題となっている。 それは純粋に歴史的な問題であるのみならず、 そこには広範な程度にお しかしひとはこれまで満 内部組織 0 削 取締役 題、す てき 0)

- 1 Klein, Franz, Die neuere Entwicklung in Verfassung u. Recht d. AG. Wien 1904. S. 6, 53.を参照せよ
- 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 $\widehat{2}$ 存の組織、すなわち、 Kitzkalt, Reform d. Aktiengesetz, in Zeitschr. d. Akad. f. Dtsch. Recht 1934, S. 26: 取締役会、監査役会および株主総会、および、それらの権限を、 ″課題は、それゆえ株式会社 指導者原理が現行株式法におい
 - することである。 て十分に徹底されているか、そして、どこまでそれが所与の可能性の中で実現されうるかという方向に向けて、^検討
 - 3 Das Recht d. AGen. Bd. I, Berlin 1898, S. 19ff., 77f. Renaud, Das Recht d. AG. 2. Auflage (Leipzig 1875), S. 21ff. 41. やだ の時代については、ただ、それまで制定された諸法律および諸規則だけを列挙してきている。参照せよ。Lehmann の諸事情を考察する際には、ひとは、これに対して、大部分の場合、普通ドイツ商法典から出発し、そして、それ以前 マンLehmannによって"Die Geschichtl. Entwicklung d. Aktienrechts bis z. Code de Commerce" (Berlin 1895)。ドイツ 九三四年のキール大学のマルテンス(Martens)による博士論文だけが、株式会社を、十九世紀の最初の四分の三世 オランダ・イギリスおよびフランスにおける株式会社の成立は、 繰り返し明らかにされてきている。 例えば、 レル

第一章 一八四三年に至るまでのドイツにおける株式会社の内部組織の発展

紀の批判の中で取り扱っている。

ドイツにおける経済的な諸事情は、 株式会社は、 ドイツにおいては、 人的組合の枠を打ち破って最大の企業の実現を可能にする会社形態を求めるこ 十九世紀の初頭になって初めて比較的大規模な普及を見出した。 それまでは、

団法 私的 株式会社は、 ドイツにおいて株式会社をある程度詳細に規定した唯一の法律であった。その数日前に現れた〝国家管理のための 内部組織の発展における最も重要な出来事であった。それは、フランス商法典(Code de Commerce) 商法典(das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch)の効力発生に至るまでのドイツにおける株式会社とその センの法律 で、二つの点において特別の地位を有するからである。第一に、一八四三年一一月九日の株式会社に関するプロ れの研究は、まず第一に、プロイセンにおける諸事情に制限されうる。なぜならプロイセンは、 それゆえ、 となったのである。 産業革命の進行によって初めて、特別に資本力の強い企業形態の欠缺が、ドイツにおいてもまた、認識しうるもの 社団の諸関係〟に関する諸規定を含んでいる一八四三年一一月五日のオーストリアの宮廷官房命令 (das öster (das sog. Vereinsgesetz vom 26. November 1852) 一般的に株式会社について規定した唯一の法律であった。(5) まず最初に、 Hofkanzleidekret) (Das Preußische Gesetz über Aktiengesellschaften vom 9. November 1843) ドイツの会社法(Gesellschaftsrecht組合法)に反対して実現されなければならなかったからである フランス・オランダ・イギリスにおいては、株式会社はすでに長い間知られていたにもかかわらず。 フランス・オランダおよびイギリスの株式法を継受することは、可能ではなかった。なぜなら 一度やや詳細に、十九世紀初頭の会社法に立ち入ることが不可欠である。その際、 は、 株式会社をまったく簡潔に取り扱った。一八五二年一一月二六日のいわゆる社(3) は、きわめて不完全なものであった。これらの二つの法 の制定は、 株式法の歴史の と並んで、 普通ドイツ われ

とになるような諸需要をいまだ登場させなかったのであり、立法においてもまた、人的会社だけが規定されていた

69

さらに株式会社に関するプロイセンの法律は、

における普通ドイツ商法典の制定のための審議の基礎に置かれた一八五七年のプロイセン商法草案の株式法の諸規

フランス・イギリス・オランダの立法と並んで、

ニュ

ル

ルク

駿河台法学

- 1 Preuß. GZ. 1843, S. 341.
- 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 $\widehat{2}$ それは、ラインプロイセン・ラインバイエルン・ラインヘッセンおよびバーデンにおいて妥当した。
 - それは第二条以下で、すべての株式会社のために認可主義(Konzessionssystem)を確立し、一〇条において定款
 - ler und v. Stubenrauch, Jahrg. 1843, Bd. 3, S. 569ff. (Wien).に印刷されている。 ばならない』と規定した。法律はZeitschr.f. österr. Rechtsgelehrsamkeit und politische Gesetzeskunde, hgg. von Kud-をとおして詳細に規定されるべき影響力を行使する〟。権利と義務を有する〟。社団構成員の委員会が設けられなけれ 最後に、公益的な社団においては『継続的に取締役団(Direktion)の業務遂行に洞察をもち、そして、業務執行に定款 る。一六条は、 し報告しなければならない〉株主総会(Generalversammlung)が開催されなければならないと規定した。一七条は、 (Statuten) の不可欠の内容に関する諸規定を含んでいる。一五条においては国家の行政が継続的な監督を留保してい 無記名株式をもつ株式社団においては、少なくとも年に一度、〈取締役会(Vorstand) が計算書を作成
 - 4 Blatt f.d. Kaiserthum Osterreich, Jahrg. 1852, S. 1109ffに印刷されている。 法律は、一二条においてほぼ宮廷官房命令と同じ株式法的規定を含んでいる。それはAllgm. Reichs=Gesetz u.
- pieren mit aktienrechtl. Bestimmungen.) が成立した。 preuß. Ges. üb. Eisenbahn=AGen. v. 3. 11. 1838, d. sächs. Ges. betr. d. Verbot d. Zusicherung bestimmter Renten an 式法的諸規定を伴う無記名証券の無効宣言等に関する法律 Aktionäre v. 21. 7. 1839 が、そして、Großherzogthum Hessen (1858) れらいVerordnung in Hamburg betr. Hinterlegung d. Statuten usw. bei Errichtung v. AGen. vom 28. (ein Gesetz über die Amortisation usw. von Inhaberpa-およびNassau(1860)においては、 それぞれ株 12.

十九世紀初頭の法的基礎

されていたゆえに、 地域を別とすれば、 をとおして作られた法律状態は、それが会社法に関する限り、その中に自然法的な思想がローマ法的な概念と混合 十九世紀初頭の株式会社のための法的基礎を構成したのは、 かなり不明確なものであった。ALRは、自然法と同様に、,すべての人間の諸団体を包含す 一七九四年のALR (プロイセン普通国法 das プロイセンにおいては、 Allgemeine Landrecht) フランス商法典が妥当した であった。この法律

第22巻第1号 (2008) ム" 権について扱うALRの第一部第一七章の中にもまた規定された。これとは反対に、″ソキエタス・ペルソナール権について扱うALRの第一部第一七章の中にもまた規定された。 形成され、それをもってさらなる共有財産が取得されるものとされた。それゆえこのゲゼルシャフトは、 sonarum 人の団体)、とを区別した。,ソキエタス・ボノールム、の重点は財産法的な側面にあった。共有財産が せずに、"ソキエタス・ボノールム(societas bonorum 物の団体) " と "ソキエタス・ペルソナールム(societas per 『社会的および政治的諸団体(Genossenschaften)の構成員としての』人間の諸関係をより詳細に規律す 共同所

は、それゆえ、すべての人間の諸団体の中にゾツィエテートを認めるが、それらをすべて統一的に取り扱うことを

(Gesellschaft)またはゾツィエテート(Sozietät)という一般的な概念から〟出発した。

るゲゼルシャフト

るために奉仕した。それゆえ、最も単純な形式としての家族から始まり、それから進んで諸社団、

合、教会、市町村などを超えて、そのような団体の最も複雑な形式としての国家に至るまでの、

無形

の目的に奉仕

諸階級、

同業組

外をなさなかった。ALR第二部第八章第六一四条(\$614 II 8ALR)は、 よれば、 するすべての人間の団体が,ソキエタス・ペルソナールム〟とみなされなければならなかった。それゆえALRにするすべての人間の団体が,ソキエタス・ペルソナールム〟とみなされなければならなかった。(三) [体はソキエタス・ペルソナールムであった。 有形の目的をもつあらゆる "ゲゼルシャフト" はソキエタス・ボノールムであり、 商事会社(Handelsgesellschaften 商事組合) 明示的にソキエタス・ボノール 無形の目的をもつあら もまた、 その例 ムの諸

駿河台法学

72

規定を引用してい

. る。

ソ

キエタス・ペルソナールムに関する第六章の諸規定が商事会社に適用されないことは、

Α

L ゲゼルシャフトのこれら二つの種類に関する諸規定を仕上げる試みにおいては、 R第二部第六章第一六条ないし二〇条 どこでもそれについての完全で関連づける体系を提供せず、 (§§ 16−20 II 6) においてもまた、 強調されてい ″従来の普通法は、 そし こて通

ただ個

Þ

の断片的

の概説書やコンメンタールすらも、

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 ボ めには、 ボ な諸命題のみを、提供してきたにすぎないゆえに、ひとはローマ法に遡らなければならない。 (ヨ) うし 1 ル ル ム " ム " ローマ法のウニヴェルシタス のもとにただ のためには、広範にローマ法のソキエタスの諸規定を承継し、 〈それをとおして個 (universitas) ...々の個・ 人的に特定された人々が、 の諸規定を承継した。その結果、 "ソキエタス・ペルソナー 彼らの 財産等を共同 ALRは、"ソ ひとは"ソキエ の実質的 キエ ル ム " タス タス な最 0) た

終目的の達成のために結合させ、そして必要な措置をこの共同の最終目的の達成のために行うことを、

(Gesellschaftsvertrag 組合契約)

商 事会社に、 [事会社における法律状態も、 商号のもとに権利を取得し義務を負担する可能性を与えることにより、 同様であった。 なるほどひとは、 ALR第二部第八章第六一四条以下におい そして、 個 々 0 組合員

sellschafter 社員)

の業務執行権限および代表権限が正

|確に輪郭づけられることにより⟩

商事会社

の社

团

的

な特徴

あり、

そしてそのゲゼル

シャフトは、

組合員の一人が何らかの

理由で脱退するや否や終了せざるを得なか

ッった。 た。

当事者として前

面に現れた。 シャフト契約

組合員は、ゲゼルシャフトの措置をとおして直接に権利を取得し義務を負担したの

だけを理解した。

組合員の人格が、

それ

ゆえ契約

相互に義

づける〉

ゲゼル

に広範に考慮を払った。 ては何ものも変更しない、 それでもなおその場合、 いわゆる "修正" ただ、 のみが問題となっていた。 これらのゲゼルシャ ・フト ・のゾツィエテートとしての

他 方では、 ひとは、"ソキエタス・ペルソナールム" の中に、 個 々の構成員の 人格から広範に独立し、

そしてそ

えALRの体系論によっては考慮を払うことができなかった。 きる権利の明示的な付与が不可欠であった。この特権を受け取ったのは、しかしながら無形の目的を有する必ずし(エワ) meinschaften) 🛚 なかった。,ソキエタス・ボノールム、として、営利会社は、むしろ原則的に,契約をとおして成立する共同体 えゲゼルシャフトは、 無形の目的を有するその他すべてのゲゼルシャフトは、これに対して、ただ〝内部的な社団法〟のみを有した。そ を認めた。そのためには、むろん当時の見解に従えば、国家の主権者をとおしての、法人として登場することがで もすべてのゲゼルシャフトではなく、ただ,永続的な公益的な目的と結びついた』ゲゼルシャフトのみであった。 ただ内部関係においてのみ社団 組合財産の所有者とみなし、そしてそれによって権利を取得し義務を負担するものとみなした。それ したがって営利会社(Erwerbsgesellschaft)には社団および市民の諸権利を付与する可能性は存在し の諸規定に従って評価されなければならなかった。株式会社の社団的性格には、ひとは、それゆ 有限責任の権利をもたず、自己の名で土地を取得することができなかった。ALRの体系論 (Körperschaften)であった。これに対して対外的には、ひとは、

れゆえにALRの見解によれば独立の法人として法律生活において登場するのに適合する〉

国民の社団

駿河台法学 を追求するという証明を要求したのである。 もなお政府は、その場合、きわめて注意深く前進したのであって、商事会社からもまたそれらが永続的な公益目的 社団と市民に関する諸規定をそれにもかかわらず商事会社にもまた適用することを強いられるものと見た。それで この証明を、 プロイセン政府は、フランス法地域に住所を有する株式会社からもまた要求した。(③) フランス商法典

社団法をもつ株式会社を求める経済生活の需要は、しかしながら極めて強いものがあったので、政府は次第に、

三七条によれば、これらの会社は国家の承認(staatliche Genehmigung)を必要とした。いかなる条件のもとに国

74 家 n の 承認が与えられなければならない 政 かは、 三七条およびそのために発せられた諸 訓令において必ずしも詳

細にさ

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 たの は、 成にとっては、 それらの bestätigten 認可されなかった株式会社は通常のゾツィエテーテン 特の発展につい 求するという証明を求めたのである。 て規律することができた。これに対して認可されなかった株式会社は、 ただ僅かな部分だけが社団 いと信じた。 ていなかった。 内部 である。 決されなければならなかった諸問題を提起した。 まさに認可され ″極度に混乱したのみならず、 組織 〔認可された〕 Aktiengesellschaften) 政府は、 法 の発展のためには、 人の 法律的規定による制限は存在しなかったからである。定款は、その法律関係を実際的な需要に従 ての本来的 の府は、 本質につい なかった株式会社が主たる役割を演じた。 それゆえ、プロイセン全土において、 株式会社において成し遂げられてきている。 それゆえ、 あ な原因が存したのである。 諸権利、 ての 認可された株式会社が開拓者的であったのに対して、 は、 理 そしてそれによって株主の有限責任の権利を獲得したにすぎないのに対して、 治癒不可能的に矛盾した。 ここではいずれにせよALR第二部第六章第二五条に遡られなけ 論 その意味上、今日の株式会社の本来の先行者であった。 が、 その)場合、 それらをめぐってそれゆえ立法上の審議の際に議 なぜならこれらの諸関係のもとでは、 (組合)として扱われたからである。 特別 統一 0) 役割を演じた。 認可されなかった株式会社は、 法律状態 的に株式会社から、 なぜなら 小態の中に、 (24) 通常 の組合のために妥当する諸 〔認可された〕 の状況 プロイセンにおける株式法の それが永続的な公益目 株式法 の ゆえに、 認可された株式会社 計画された株式会社 株式会社 立法者および 般の発 内部 それ 組 れば ゆえ、 に論が行い 展に 織 規定に服 0) 構 の発展 お 的 造 それ を追 わ 判 W 0 所 7 形 独

ることもまた、

不可欠である。

がその当時自らのために開拓し

た組織の実際的形成に立ち入ることのみならず、

法人本質論の発展を詳しく詳論す

15

§§ 617ff. II 8 ALR

- 6 O.v. Gierke, Dtsch. Privatrecht (Leipzig 1895), Bd. 1, S. 462.を参照せよ。
- 7 O.v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. 4, S. 544
- 8 O.v. Gierke, a.a.O., S. 555. を参照せよ。
- 9 契約によって成立するゲゼルシャフトを取り扱う第三章(Abschnitt 3)がここでは標準となる。
- 10 する諸規定は、ALRの個人権(Individualrecht)を扱う第一部の中にではなく、社会権を扱う第二部の中に見出され Dernburg, preuß. Privatrecht 4. Aufl. (Halle 1884), Bd. 1, S. 13. それゆえそれ〔ソキエタス・ペルソナールム〕に関
- 11 O.v. Gierke, Dtsch. Privatrecht, Bd. 1, S. 462, bes. Anm. 15. を参照せよ。
- 12 Kaufmannsstand)の中で取り扱われているからである。 この規定はそれゆえALRの第二部の中に存在する。そこでは商法全体が商階級に関する章(Abschnitt über den
- <u>13</u> Suarez, Amtliche Schlußvorträge (Berlin 1833) S. 149
- 14 ローマ法のソキエタスから本質的に区別される。Sohm, Institutionen, 17. Aufl., S. 436. を参照せよ。 この組合は、〈むろん組合財産が共同の所有権となり、 個々の組合員に小部分に応じて帰属するのではない限りで〉
- $\widehat{16}$ O.v. Gierke, Genossenschaftsrecht, Bd. 1, S. 984. を参照せよ。

Hubrich, in Gruchots Beiträgen, Bd. 62, S. 8; Rosin ebenda, Bd. 27, S. 114, 116. を参照せよ。

駿河台法学 $\widehat{18}$ § 25 II 6 ALR

17

- $\widehat{19}$
- § 14 II 6 ALR.

 $\widehat{20}$

§§ 12f. II 6 ALR

 $\widehat{21}$ O.v. Gierke, Genossenschaftsrecht, S. 101f., さらに、Hubrich, a.a.O., S. 15ff.; Rosin, a.a.O., S. 141. を参照せよ。

22

例えば、株式社団(AGen)

Staatsarchiv, Dahlem)(Vol. 1, Bl. 4f.)、ならびに、一八三七年四月四日の司法大臣フォン・ミューラー 年一二月三一日の財務大臣マーセン(Maaßen)に宛てた国務大臣フォン・シュックマン (Schuckmann) (v. Muhler) の書簡(Geh

の諸関係についての諸規定に関する商と営業のための内閣の記録文書における一八三三

であった。なぜならさもなければ、 さらに、 計画された企業が、それが人的会社としては営まれることができないほど大きな資本を要求したことが必要 会社に特権を付与する必要性はなかったであろうからである

に対する国務大臣ローテル(Rother)の報告、a.a.O., Bl. 18ff.を参照せよ。

あった。それは^公益、目的を追求しなかったが、しかしハルデンベルク(Haldenberg)の示唆に基づいてフォン・ビュー 例外をなしたのは、たた一八一八年のポンメルン地方精糖工場(Pommernsche Provinzial=Zuckersiederei) の み

口 l しかし、それに社団権の付与をもって本当に〝特権〟が与えられたのかは必ずしも明らかではない。それを後に社団権 支援しようとしたからである。 (v. Bülow)侯爵の疑念にもかかわらず承認された。 何らかの特権(Vorrechte)をひとはこの会社にむろん当時認めようとはしなかったが、 なぜなら政府はこのほとんど発展していなかった営業部門を

 $\widehat{23}$ $\widehat{24}$ を求める請願者はしばしば援用した。Rother, a.a.O. Bl. 27f. を参照せよ Bericht Rothers, a.a.O., Bl. 22f.を参照せよ。 O.v. Gierke, Genossenschaftstheorie, S. 105

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展

八四三年に至るまでのプロイセンにおける株式制度

В.

びついていた。 較的大規模な株式会社もまた、その成立を〈自らを完全に企業のために捧げ、そして企業をしばしば設立後もまた 政 府の拒絶的態度とプロイセンの貧困のゆえに、 ただ少数の大人物だけがそれを克服する地位にあったにすぎない。その結果、 株式会社の設立は、 一八四三年以前は、 たえず著しい ほとんどあらゆる比 困 難と結

までの株式会社の発展について詳細に明らかにされるであろう。 住民の信頼によって支えられて、彼らは会社の本来の指導者(Führer)であった。そのことは一八四三年に至る していた。株主の集団は、通常この地方の人々から成り立っており、ただ緩慢にのみ変化した。そのことによって りもすべてがきわめて小規模であったこれらの企業は、大部分、企業の住所地の地方的な諸利益と最も緊密に結合 個々の大人物が会社の指揮を完全にその手に結合することができることを容易にした。 株主のみならず全

さらに長い間独立に指揮した〉著名な人物のイニシアティヴに負ったのである。さらに、

現在のより著名な企業よ

目的の証明は、 位を占める。保険営業においては、株式会社の設立のための諸条件はとくに有利であった。なぜなら永続する公益 保険営業は、十九世紀の前半においては、数字の上でも規模のうえでも、すべての株式会社の中ではるかに第一 ほとんど困難を与えなかったからである。さらに保険営業は、当時の時代にとってきわめて高額の

保険会社

会社 基礎資本金 社 (Agrippina=Versicherungsaktiengesellschaft) の前身であるライン航行保険会社 (Rheinschiffahrts=Assekuranz Assekuranz=Compagnie)の模範に従って設立されたこと、そして、一八一八年にはアグリッピーナ保険株式会 最初の大規模なプロイセンの株式会社として、一八一二年に保険会社、そしてそれもベルリン火災保険 (Grundkapital) を必要とし、そしてドイツにおいてはそのような設備を求める強い需要が存在した。 Berlinische Feuerversicherungsgesellschaft) がハンブルク海上保険会社 (Hamburgische

gesellschaft) が、一八二五年にはアーヘン火災保険株式会社(Aachener Feuerversicherungs=Aktiengesellschaft) が、そして、その後の数年においてさらにいくつかの他の保険株式会社が、その他の株式会社がほとんど設立され

=Compagnie)が、一八二三年には祖国火災生命保険株式会社(Vaterländische Feuer=und Lebensversicherungs

駿河台法学

78

なかったにもかかわらず、

続いたことは、

偶然ではないのである。これらの会社の中で、アーヘン火災保険会社

(David Hansemann)

の名と結びついているからである。

に偉大な創立者たちの一人である、後に非常に有名となったライン地方の商人であるダヴィッド・ハンゼマン (Aachener Feuerversicherungsverein) は、 特別の注目に値する。なぜならその設立史は、 もっとも緊密に非常

の他 ハンゼマンは、 !のプロイセンの諸地域において繰り返し観察せざるを得なかった重大な社会的困難によって衝撃を与えられて、 アーヘン火災保険会社を以下の理由から設立した。すなわち、 彼が商人としてアーヘンおよびそ

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 会社を作らせることになったのである。入念な研究において、彼は、保険会社の株主は、 も及ぼすことが、、 ここで救助の手を差し伸べること、そして、その際に同時に〝民族に対する教育的効果を経済の点でも道徳の点で 彼の望みであった。この目的のために、 彼は次々と多額の金銭を必要とした。それが彼に保険 もし彼らがただ利益の半

ために獲得することに成功した。一八二四年八月一三日に、 愛着した。 彼は指揮を完全に彼の手におさめた。 辛抱強い作業の中で、 彼は、 設立総会を招集することができた。 彼は、 富裕な人々の十分な数を彼の アー 計 ヘンと

ることになる

,勤勉

の促進のための社団、の設立であった。

もちろんこれらの事情のもとでは、

とを計算していた。

彼の計画は、それゆえ、火災保険株式会社によって必要な金銭を自由になしうるために獲得す

いつでも彼らの資本が十分に利子を支払われたものとして受けとるこ

保険会社の設立はまさしく困難であった。それでもハンゼマンはこの課題

分だけの支払を獲得することになるときは、

ることに成功した。 ル 、リンにおける倦むことのない作業の後に、 彼は、 人的な諸問題をすらしばしば独自に解決した。一八四八年までのその後の数年においても、 彼は、いまや必要な資本を調達し、そして、 彼はさらに、 一八二五年六月二四日、 ゆっくりと注意深く大規模な企業を構築する。そ 会社のために政 府 0) 認 可を得

善目的のために支払った。 そしてその後は名誉会員として関係したところの労働団体(Arbeitsverein)であった。ここでは保険会社におけ 社長としてであれ、 二つの企業は、輝かしい発展を遂げた。そしてこの設立によって世紀の変わり目までに総額三〇五〇万マルクを慈 るように、彼の最も緊密な共働者たちが彼の地位につき、そして企業をさらに長い間彼の精神において継続 その指揮を彼が自ら一八四二年まで行い、そしてその取締役会(Vorstand)に彼がさらに一八四七年まで現役で、 たる問題は、彼にとってはしかしいつでも、二〇〇ターレルの留保財産が集められた後、一八三四年に成立させ、 た。"すべての重要な措置は彼から発した。彼は国家の諸官庁との交信を指導し、適切な金融操作を提案した。 主 副社長としてであれ、あるいは、首脳部の構成員としてであれ、会社の指揮を彼の手に保持し

にするという彼の美しい名誉心、そして、休むことなき創造本能、が、彼の態度を決定したのである。私的保険会 のうえに立つ態度は、彼に、株主の信頼のみならず企業という鉱脈に活発な関心を持った一般公衆の大部分の信頼 社が国家的保険会社に勝っているという確信に支えられて、彼はそのための証明を行うことに努力した。この物事 く――ハンゼマンはただわずかな株式を保有したに過ぎない――、ただ彼の卓越した人格にのみ基づいたのである。(ミン をもまた、保証したのである。それゆえアーヘン火災保険会社は、この指導的な人格の持ち主の特徴を完全に担っ 〝彼がもたらしたものについての責任の感情、それに最大限可能な完全性を与え、それを模範として妥当する制度 ハンゼマンがアーヘン火災保険会社において引き受けた卓越した地位は、大規模な株式保有に基づいたのでは

79 25 八○○年ないし一八二五年には、一八七○年にプロイセンに帰属したラント部分においては、フォン・エンゲル 駿河台法学

ていたのである。

- の統計によって、とくに一六の株式社団(AGen.)が一一五〇万ターレルの資本をもって設立された。そこからは五社 保険株式社団につき八〇〇万ターレルの資本が抜けている。
- <u>26</u> 一八○○年頃には、ワインハーゲンの提示(S. XXXVII)によれば、株式社団は存在せず、フォン・エンゲルの提示に Weinhagen, N., Das Recht der AG. Nebst Anhang(Köln 1866 S. XXXVIII)を参照せよ。 プロイセンにおい ては、
- 六五年以来、海上保険会社 (See=Assekuranz=Companie) が存在し (vgl. Pöhls, Das Recht d. AG. Hamburg 1842, S. 297, よれば(S. 458£)、プロイセンに帰属したラント部分には、ただ五社の小株式社団だけが存在したのみである。ドイツ のその他の部分においては、一八一二年以前には、 株式社団はおそらく存在しなかった。ハンブルクにおいては、
- Aktionare der Schießstätte Graz) (vgl. v. Juraschek im Handbuch d. Staatswissensch., 2. Aufl., Bd. I (Jena 1898) S Weinbagen S. XXXVIII)、そして、オーストリアにおいては、一七九八年以来、グラーツ射撃場株主社団(Verein d
- 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 27 28 そうして一八四三年までには、さらに五つの保険株式社団が、そしてそれから一八五〇年までには、さらに一一の Weinhagen, S.LII. Anm.を参照せよ。

201) が存在した

保険株式社団が設立された。

- 29 lungsreifender) として働いた後に、彼はアーヘン(Aachen)において織物業を開業した。ハンゼマンは、 ダー (Finkenwerder) において生まれた。 ダヴィッド・ハンゼマン(David Hansemann)は一七九〇年七月一二日に、六人兄弟の末子としてフィンケンウェ 彼の父は牧師であった。一八一七年、 商業資格を得た者 一八六四年
- 四月四日に死んだ。ベルゲングリューンによる伝記 Biographie v. Bergengrün (Berlin 1901)、zum Folgenden beson
- ders S. 52ff. を参照せよ
- 30 31 Bergengrün, S. 58ff. を参照せよ Bergengrün, a.a.O., S. . 54. を参照せよ。

<u>35</u>

を公共目的のために交付することができた。Bergengrün, S. 65.を参照せよ。

それゆえ一八四二年、ヨハン・フリードリッヒ・パストール(Joh. Friedr. Pastor)

が、

ハンゼマンの後継者として

34

この労働社団(Arbeitsverein)は、

保険会社の輝かしい成果によって、一八五〇年頃には、

年々約一〇万ターレル

33

Bergengrün, S.

ちにとっての信頼できるひとであった。

参照せよ。Bergengrün,

Š

66: *あらゆる人々が彼の特別の関心に自らをゆだねることを常とした、多くの従業員た

- 37 36 Bergengrün, S. 68.を参照せよ。 Bergengrun, S. 65.を参照せよ。
 - 労働者社団(Arbeiterverein)の代表者となった。Bergengrün, S. 73.を参照せよ。
- Bergengrun S. 68
- 2. 保険会社と並んで株式会社の歴史の中でほぼ一八三五年以来大きな役割を演じたのは、 鉄道会社
- なる意義がそれらに帰属したかは、すでに株式会社に関する法律(Gesetz über Aktiengesellschaft)の五年前に、

鉄道会社であった。

- が、当時プロイセンにおいてまだほとんど鉄道会社が存在しなかったにもかかわらず、制定されたことの中に示さ 一八三八年一一月三日の鉄道会社に関する法律(Gesetz über Eisenbahngesellschaften vom 3. November 1838)
- 流布した不信と、一部分それと関連し、一部分はしかし一般的な貧困にも基礎づけられた、必要な資金を調達する てとくに国王は、鉄道会社に極めて拒絶的に反対していた。これに加わったのは、鉄道に反対する住民内部に広く(低) れている。ここでもまたそのような企業の設立は、実務において重大な困難を用意した。第一に、当時、 政府そし

駿河台法学

ć

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 82 トの は、 は、 ことの とくに の株式会社を清算せざるをえなかった。(4) ることに成功した。 い努力だけが言及される。フリッツ・ハルコルトは、既に一八二五年に鉄道計画と取り組んだ。一八二八年に、彼(皇) が指揮を引受けてはじめて再び開花することになったのである。 指揮することになったのであり、 ある。そこでこれらの会社においてもまた、たいていの場合一人または数人の人物が企業を設立し、そして長い間 ただ真に利己的でない愛国主義のみが、指導的な人々をそのような仕事を完成させる地位におくことができたの 命が当時指導的な人物たちの運命と結びついていたかを明らかに示している。ここでは、とりわけ エネルギー・ 一八三〇年には、 八三六年には、彼は、 特別の注目 成功しなかった。例として、ただエンジニアであるフリッツ・ハルコルト マルク地方の大馬車鉄道の経営のための最初の鉄道株式会社 ほとんどの創設者たる人物たちと同様に-困 〈それによって彼のふるさとに海への速やかな通路を開き、そしてふるさとをオランダから独立させるため 難であった。 忍耐・不屈の精神が、そのような企業を設立しそして鉄道の建設を実現するために、必要であった。 に値するのは、 彼は国有鉄道の建設を惹起する努力のゆえに、 しかし彼は、 最後に技術的な問題もまた大きな役割を演じた。それゆえ鉄道制度の最初の数年においては、 ライン=ウェーザー鉄道株式会社(Rhein=Weserbahn=Aktiengesellschaft)を成立させ 他方では、 あるいはしかし、もし彼らが指揮を手放すときは、企業は、新たな卓越した人物 繰り返された金銭の困窮を克服することができず、そして、一八四一年に再びそ ライン諸地方の鉄道の努力であった。 祖国 。 一 般的な政治的・ 政府によって鉄道株式会社の道へと指示された。 最大の献身においてすら、 (Eisenbahn=Aktiengesellschaft) を発足させた。 経済的 その努力は、 (Fritz Harkort)の倦むことのな な問題に目をも 計画を遂行することに v かに緊密に会社 向け、 ラインラン そして、

ケルンからベルギー国境に至る鉄道の建設のために尽力したのは、

当時まだほとんど知られていない

商人であ

0 運 して必要な金融操作を指揮した。しかしカンプハウゼンは会社から退いた。

ハンゼマンもまた、長期間にわたって指揮を彼の手中に保持することにはならなかった。

それでもなお、

は、 認可を求めた。二つの会社の間の激しい競争の戦いは、直ちに――それはとくに際立ったのであるが― Eisenbahngesellschaft)を設立した。ケルンの委員会は鉄道をもともとの意図に反対して不利な地勢のゆえにアー 導的な人物であるハンゼマンとカンプハウゼンの間の戦いとなった。その戦いは、二つの会社が,ライン鉄道会社 社であるプロイセン=ライン鉄道会社 三六年に介入した。ケルンの銀行商会アー・オッペンハイム(A. Oppenheim)によって支持されて、 ヘン経由でなく敷設しようとしたので、ケルンとアーヘンの間に鋭い対立が生じた。その対立にハンゼマンは一八 (Rheinische さらなる審議をベルリンにおいて指導し、そして、大きな勇気をもってかつ一部分は重大な個人的危険を負担 自分の立場を貫いた。彼の定款草案が会社の基礎に置かれた。彼自身は、実際上、 一八三三年に、彼は鉄道建設の暫定的な認可を得、そして一八三五年にライン鉄道会社 Eisenbahngesellschaft)、という商号のもとに結合されることにより終わった。その際、 (Preußisch=Rheinische Eisenbahngesellschaft)を設立し、そして同様に 全指揮を手中に収めた。彼 彼は競争会 ハンゼマン ―二人の指

ったルドルフ・カンプハウゼン(Ludolf Camphausen)であった。その際、⁽⁴⁾

彼は、この鉄道からケルンの強

駿河台法学 第22巻第1号 (2008) 83 をそれを理由に退任させることを試みた。これらの努力が実らなかったとき、 の私的な銀行利益を図るよう努めていた。この営業方法を承認しなかったハンゼマンとその他の取締役たちは、 立していたケルンの銀行家アー・オッペンハイムは、 カンプハウゼンが彼に当時ライン鉄道会社において取締役のポストを提供しなかったゆえに、カンプハウゼンと対 彼らは彼らの職を辞任した。しかしながらオッペンハイムは、その大規模な株式保有を有するベルギー政府を 取締役団(Direktion)の構成員としてつねに繰り返し、そ 彼をこの方法で辞任へと強いるため

彼

味方につけることに成功した。それをとおして彼は、

株主総会が彼を取締役として維持することを達成した。

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 そして彼は、まもなく指揮全体を彼の手中に収め、その後三五年間にわたってそれを保持した。(盤) inberger) システムの中へと組み込むことを試みた。他方では、 な経済部門において出会うのである。 四三年の後であるが 得すること、そして、余すところなくオッペンハイムに反対して自己の意思を実現することに速やかに成功した。 して彼を取締役団の構成員とすることに成功して始めてのことであった。メヴィッセンは、 身を引き、そしてオッペンハイムと共働することを拒否した。そこで企業は、 もって働くことを欲した。この信頼をしかしオッペンハイムはもたなかった。ケルンの指導的な人々は、会社から さらにあらゆる大規模な資本会社の取締役団は、広範な一般公衆における信頼を必要としたので、それは成果を 険が現象に現れたのである。それでもなお、会社の継続的支配は、ただ資本をとおしてだけでは可能でなかった。 らく初めて、それによってすべての明瞭さをもって、 を与えることは、ここでは可能ではないであろう。彼らには、ひとは、次第にそれらの領域を た。再び新たな飛躍をなしたのは、ケルンの市長で、評議委員会の長年の議長であったシュタインベルガー 鉄道株式会社の更なる発展に同じ詳しさをもって立ち入ることは、あまりに広範に及ぶことになるであろう。 ハンゼマン、カンプハウゼン、そしてメヴィッセンという有名な創設者たちの大きな意義をもつ包括的(១) が、グスタフ・フォン・メヴィッセン(Gustav v. Mevissen)にハンゼマンと同等の人物を見出 -株式会社が、 彼らは、この企業形態を、 鉱山株式会社や銀行などにおいて、わがものとなしたところのすべての重要 例えば鉄道の建設のように、 株式会社が必然的に無名的な資本会社として内包している危 それが良く適合した場所では、 しだいにより大きな困難に立ち至っ 彼らが一定の任務を国家が 株主と住民の信頼を獲 至るところで経済 ―ほとんどは一八

同

受けなければならないという考えであったときは、そのことを隠さなかった。国家が自ら鉄道を建設することを拒

絶したゆえにのみ、彼らはそれを営んだのである。鉄道会社の最初の設立が、いかに非常に緊密に彼らと結びつい⁽³⁾ た〈無名性と無責任性という欠点がさらに広範に背後へと後退した〉姿となったかは、すでにライン鉄道会社の

が十分に示したのである。

- $\widehat{39}$ 法律は、 鉄道株式会社の設立は承認義務があると規定し、そして、さらに鉄道の建設と営業に関する問題を取り
- <u>40</u> Berger= (Witten), Der alte Harkort (Leipzig 1891) S. 234, 237f. や参照やよ。
- 41 詳細は、Biographie v. Berger, a.a.O. を参照せよ。 フリッツ・ハルコルト(Fritz Harkort)は、一七九三年二月二二日に生まれ、そして一八八〇年三月六日に死んだ。
- <u>42</u> 論文が現れた。Berger, S. 222. を参照せよ。 当時"ヘルマンHermann』において一八二五年三月三〇日のもとに"Eisenbahnen (Railroads)"に関する彼のある
- <u>43</u> それはウィルヘルム皇太子鉄道(Prinz=Wilhelm=Eisenbahn)であった。Berger, S. 233, Bergengrün, S. 159.を参照
- ができた(vgl. Berger, S. 251f.)。それは、指導的な創立者たる人物たちの偉大な影響力のための例であり、そして常に スデン鉄道(Leipzig=Dresdner Bahn)を一八三九年に完成し、そして彼の死(一八六五年)に至るまで指揮すること 弟であるグスタフ・ハルコルト(Gustav Harkort)が、フリードリッヒ・リスト(Frdr. List)およびその他の 人物たちの協力のもとに、そして、フリッツ・ハルコルト(Fritz Harkort)の強い支えのもとに、ライプチッヒ=ドレ より多く幸いであったのは、ザクセンにおけるハルコルト家(Familie Harkort)であった。そこではハルコルトの兄 Berger, S. 234ff, bes. S. 249, Bergengrün, S. 159ff, 後にこれらの計画はカンプハウゼンによって取り上げられた。

個

々の創立者たる人物の間に確認されうる緊密な関係のための例である。

- 45 親からアーヘン近郊における製油業を相続した。一八二六年に彼はケルンにおいて第二製油工場を設立した。 ルドルフ・カンプハウゼン(Ludorf Camphausen)は、一八〇三年一月一〇日に生まれ、 彼の兄弟と一緒に彼の父 一八三〇
- Mathieu Schwann (Essen=Ruhr 1915) Bd. 1ねみら、Anna Caspary (Stuttgart=Berlin 1902) 年に、彼はケルンに移住した。彼は、一八九○年一二月三日に死んだ。彼の生涯についてのさらなる詳細については の伝記〔Biographie〕を
- この鉄道の更なる歴史については、とくにクンプマンKumpmann, sellschaft 1830-1844 (Essen=Ruhr 1910)、れらい、Schwann I, S. 20ff., 49ff., Caspary S. 28ff., Bergengrün, S. 162ff.を参 参照せよ。 彼が非常に強くケルンからベルギー国境に至るまでの鉄道の建設に尽くしたことの動機について、ならびに、 Die Entstehung der Reinischen Eisenbahnge
- 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 $\widehat{46}$ 二つの会社の定款は、ハンゼマンHansemann: Die Eisenbahn und deren Aktionäre (Halle=Leipzig 1837) 135ff.
 - 月一五日に死んだ。ハンゼンによる伝記 Biographie von Hansen (Berlin 1906), zum Folgenden bes. Bd. I, S. 310ff. を参 Krefeld)において撚糸工場を有した。そこで最初彼は働いた。メヴィッセンはゴーデスベルクにおいて一八九九年八

は一八一五年五月二○日に生まれた。彼の父はクレーフェルトのドゥルケン

(Dulken bei

47

メヴィッセン

(Mevissen)

und S. 155ff

- <u>48</u> 一八八○年、会社は、契約により国家の所有に帰属した。Vgl. Hansen, Bd. I, S.
- $\widehat{49}$ =Maastrichter Eisenbahngesellschaft)に決定的に参加した。そこで彼は一八四五年にコントロール委員会の代表者(Pr アーヘン建設会社 ハンゼマンは、 (Aachener Baugesellschaft)を設立した。さらに彼はアーヘン=マーストリヒト鉄道会社(Aachen 例えば、ケルン=アーヘン鉄道の敷設およびそこでの駅舎の建築との関連において一八三九年に

äses)となった。一八四四年にまで遡るアーヘン=デュッセルドルフ鉄道会社

(Aachen=Dusseldorfer

Eisenbahnge

においてもまた、彼は社長(Präsident)であった。後年、彼は、大臣として、株式会社の発展に大きな影

50 カンプハウゼンは、 例えば、ケルン=エルバーフェルダー鉄道株式会社(Köln=Elberfelder Eisenbahnaktienge

響力をもった。最後に彼は、一八五一年六月六日に割引会社(Diskonto=Gesellschaft)を設立した。

険会社(Kölner Versicherungsgesellschaft)の取締役団の構成員であったが、一八四一年に蒸気曳航汽船会社 (Dampfschleppschiffahrts=Gesellschaft) や認立し、 の定款に決定的な影響を及ぼし、彼は、ケルン=ミンデナー鉄道(Köln=Mindener Bahn)およびケルン保 株式合資会社ライン新聞(Rhein. Zeitung)、ケルン=ボン鉄道(K

て、この包括的な活動に終わりをなした。 öln=Bonner Bahn)、ライン金融銀行(Rhein. Leihbank)などに参加した。一八四八年における大臣への招聘がはじめ

囲な後年における設立活動には、ここではしかしながら立ち入ることはできない。 再保険株式会社(Rückversicherungsgesellschaft)の設立およびケルンにおける株式銀行(Aktienbank) した。引き続く数年間、 メヴィッセンは、一八三八年にドイツ=イギリス蒸気船航行会社に、その後ライン新聞に関与し、一八四. 一連の鉱山株式会社を設立し、そしてさらに多数の鉄道計画に取り組んだ。彼のきわめて広範 の設立に尽力

り返し〝国家は鉄道を建設せよ!〟という結論に到達している。そして、Schwann Bd. I. S. 66およびKumpmann, S. 20 を参照せよ。それによれば、カンプハウゼン、ハルコルト、そしてリストもこの見解を主張していた。 Hansemann, Die Eisenbahnen und deren Aktionäre (Leipzig=Halle 1837) を参照せよ。そこでは、 彼は絶えず繰

3. その他 の株式会社

エルバーフェルダーの設立が卓越した地位を占めた。これらの設立の最初のものであり、その当時大きな注目を惹 保険会社と鉄道会社を別とすれば、 ただ僅かな数の大規模な株式会社が存在したにすぎない。 それらの中では、

88 起し、 dischen Kompagnie) そして一般に国民的事業として賞賛された、一八二一年のライン=西インド会社 の場合には、 (Rheinisch=Westin-

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 イツ し、そして一八三二年に会社は清算せざるをえなかった。 基礎資本金を一○○万ターレルから二○○万ターレルへと増加することをとおして会社を救おうとする試みは失敗 に死んだ。彼の変わりに適当な人物を立てることができなかったので、その時から会社はたえず悪化していった。 めの実際的な証明をもたらすという理念によって支えられて、一八二二年に、ライン=西インド会社を外国へのド そしてそれによってドイツの福祉を増大するのみならず、同時に彼によって主張された自由取引理論の正当 わけハンゼマンの友人であるヤコブ・アーデルス(Jacob Aders)であった。 さらに特別の注目に値するのは、 の商品の輸出のために設立し、そしてここでもまた指揮権を手中に合一した。彼は、しかしすでに一八二五年 それがほとんど二五年間プロイセンの唯 同様に、創設者たる人物の卓越した影響力が示された。ここでは、それはとり 彼は、ドイツに新たな販路を創出し、 の私的な株式銀行であったゆえに、 一性のた

ビユー れた発券銀行 らなかった。すべてのそれ以前とそれ以後の申請が他方の側から拒絶されたのに対して、騎士領の領主フォ und Lehnbank) 一八二四年のシュテッティン騎士団体私的銀行(Ritterschaftliche Privatbank zu Stettin)である。 (Notenausgaberecht) とりわけ、 口 ロウ・ クンメ (Notenbank) 一方では、 が、 П ラ その銀行券の独占を保持することを試みたということに基づく重大な困難と闘 が無条件の前提であり、 (v. かなり大規模の銀行営業にとっては、 の設立のための必要な特権と支持を受領しそしてその企業を成立させることが、 Bülow = Cummerow) 他方では、ベルリンにおける国王の当座および封土銀行 の退屈でしばしば見込みのないように見える努力に、 当時の経済的諸事情に従えば、 銀行券発行権 この銀行もま わなけ ればな 。 シ ・ |画さ

した。その際、

彼の目標は〝一般農業信用機関の設立〟であった。しかしながらそれはここに一つの試みを残した。

同社は、

まで新たな発券銀行を設立することが不可能であったことは、一部分この設立に遡られなければならない。 をとおして株式銀行(Aktienbanken)に反対する政府の嫌悪はかなり強められた。それゆえ、 なぜなら長い間彼の手中にあった銀行の指揮は、必ずしも特別にうまく行ったものではなかったからである。それ 一八四八年に至る

たのは、 ウゼンおよびメヴィッセンだけであった。それゆえに以下の章においては、どのようにこれらの人々が株式会社の て比較的小規模であり、株式法の発展に影響を与えなかった。目下、株式会社に関する法律の作成に注目を見出し 八四三年に至るまでに設立されたその他の株式会社には、必ずしも詳しく立ち入る必要はない。それらはすべ ただ大規模な保険株式会社と鉄道株式会社、そしてそれによって創設者の人物たるハンゼマン、カンプハ

内部組織の構築を考えたかが示されるべきである。

 $\widehat{53}$ に言及された祖国火災=生命保険株式会社であった。それに続いたのが、一八二四年に、ライン=西インド会社および イギリスにおける類似の企業の成果に刺激されて、やや軽率で急ぎすぎたドイツ=アメリカ鉱山会社の設立であった。 第二のエルバーフェルトの設立は、〈当時、 必要な資本を調達するのに大きな困難を有していた〉一八二三年のすで

Vgl. hierzu Weinhagen, a.a.O., S. XXXVIIIff. und Berger, a.a.O., S. 172ff

資本金が二〇万ターレルから二百万ターレルに増加された直後に、

巨額の損失をもって倒産した。

 $\widehat{54}$ い * を表明した (Berger, a.a.O., S. 企業に生き生きとした関心をもった。 それゆえ例えば、一八二二年のフランクフルト連邦議会は、議会の『この国民的制度の繁栄のための最も内的な願 174)。そして、国王フリードリッヒ・ウィルヘルム三世と彼の二人の息子たちもそ

55 Ben, Bd. I. (Berlin 1878) S. 241ff. 定款は、私的商事会社の最初の定款として、Gesetzes=Sammlung von 1824, S. 169ff これについて、および、以下について、 フォン・ポッシンガー(v. Poschinger), Bankwesen und Bankpolitik in Preu

駿河台法学

 $\widehat{56}$

規定した定款六条である。その他の点でも、その定款は、さらにいくつかの独特さを示していた。すなわちとりわけ株 主 に公表された。 あらゆる株主が保有してよい株式の最大数の強い制限などを示していた。 興味深いのは、発行された銀行券の受戻しについての株主の連帯拘束義務 定款の三六条以下を参照せよ (solidarische Haftpflicht) を

一八二四年前後の銀行計画とその運命については、v. Poschinger, a.a.O., S. 237ff. und S. 254ff.を参照せよ。

C.株式会社の内部組織に関する実務家の諸見解

1.ハンゼマン(Hansemann)の見解

には、 場が著しく低下した場合にのみはじめて、経営管理を心配するからである。 株式しか持たない小株主は、 こと、そして、大株主の議決権が制限されることを、必要なこととみなした。なぜなら経験によれば、 きな数を顧慮して、彼は、 な率直さと鋭さをもって明らかにした。彼は株主が会社の所有者であることから出発した。しかしながら株主の大 道とその株主 能であった。それによってとりわけ、大抵の場合大株主であった諸銀行は、 ハンゼマンは、 般に株主総会の支配およびしたがって経営管理の支配は、すでに必ずしも特別に高くない参加の場合にも可 株主総会をとおして会社を支配する地位にあった。 (Eisenbahn und deren Aktionäre) 〟という書物の中で、劣悪な経営管理の危険の指摘のもとに大き 彼の考えによれば株式会社の最も重要で最も適切な内部組織の基本的特徴を、一八三七年に〝鉄 個々の株主が彼に帰属する権利をただ株主総会における議決権によってのみ行使しうる 利益配当が悪化して、株式がなお大きな損失をもってしか売却されないほどに株式相 これらの理 由 品から、 したがって、彼が正当に認識したよう 彼らの議決権が制限されなかった場合 彼は、 "民主主 養" ع ″貴族 より少数の (主義

という両極端の間の正当な和解をもたらすためには、

議決権の獲得のための最低限度と一人の手に合一された議決

さらにハンゼマンは、

会社の多くの創立者が

〈彼らがより確実な生活の地位を得ようとし、

あるいは、

許されな

が企業指揮に対する影響を手に入れることが避けられ、そして同時に大株主の影響力は耐えうる程度に後退された からである。 同じ理由から、彼は、決議が行使された議決権の絶対多数をもってのみ成立しうることを不可欠とみ

:の最大限度とが規定されなければならないことを不可欠とみなした。なぜならこのようにして、無関心な小株主

すぎないとみなした。 (88) 積極的な活動をもって業務執行へと介入する地位にはない、という見解であった。彼は、 *株主間で最も適切な人を経営管理の上級の指揮と統制に選任すること、そしてさらに、例えば、 公債の発行、 支線の敷設に関するような、ただ極めてわずかな機関決定を行うこと、だけの能力を有するに 株主総会は、 株式資本の

その他の点においては、ハンゼマンは、株主総会のような非常に大きな団体(Gremium)

はほとんど、

実際に

議会(Verwaltungsrat)によって監督されるべきである。このコントロールをしかし有効に形成するためには、 の上級指揮を手中に有する取締役団 マンは、次のように信じた。すなわち、「会社を強いコントロール機関をとおして保護しなければならない。 ントロールされない〈高収入を伴う〉地位を手に入れようとする、ということから出発した。これに対してハンゼ ゆえ彼らは、定款の対応する規定をとおして自らに、取締役として可能な限り独立したそして他の人々によってコ い副収入をすら得ようとすることによって〉設立によって極度に利己的で社会の福祉を害する目的を追求し、 (Direktion)は、それゆえ "株主全体の永続的代表者』として、経営管理評

両者の機関は株主総会によって選任さ

1

困

難にされ

それ

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 であるべきでありそしてそれゆえ当時の解釈によれば地位のうえで取締役よりも下位に位置し、それゆえ取締役団(®) 機関 に継続的な鋭い における助言的議決権だけを持ちうる。」と。 が、会社の最上位の執行役員として個別の業務を執行すべきである。それは、会社の定給をうける役員 (Beamter) れるべきであり、そして、毎年ただ取締役の一部のみが新たな選任をとおして交代されるべきである。 れゆえ、 もかかわらずコントロール機関にとどまるべきである。 によって経営管理評議会は、一定の経営管理的な権限を保持する。すなわち、それは、その性質上、しかしそれに である。それゆえ、とくに重要なすべての業務について経営管理評議会の同意が求められなければならない。 るであろうゆえに、 へと介入することができることが不可欠である。なぜならさもないと有効なコントロールは実行不可能であるから そこでハンゼマンは、 取締役会と並んで、 - 経営管理機関とは反対に、取締役は、業務執行の継続性を保証しなければならない機関であるべきである。そ の 間 取締役は構成員の強い交代に服すべきではなく、 の緊密すぎる信頼関係が成立するかも知れず、それをとおして有効な取締役のコントロ 相互的なコントロールに価値を置いた比較的複雑な組織へと至った。 一年であるべきである。さらに経営管理評議会は、 取締役によって経営管理評議会の同意をもって任命される、特別取締役 株主を会社の設立者および大株主から保護しなければならないという努力から、 取締役は比較的長い期間 重要な業務について知識を受け取りそれら たとえば五年 (Spezialdirektor) * ル が

57 0 成立と効果については、Bergengrün, a.a.O., S. 185ff. を参照せよ。 それは、 特殊株式法的な諸問題と取り組んだドイツ語における最も古い書物のひとつである。 Vgl. Ś

彼

が特別

Vgl. Hansemann, a.a.O., S. 118

59

Hansemann, S. 118

- 60 そこでカンプハウゼンは、彼にハンゼマンがライン鉄道会社におけるそのような、特別取締役、の地位を提供した
- 21. 3. 1837, abgedruckt bei Kumpmann, S. 155 すであろうことを、"無限定の無遠慮、そして"侮辱的な推測、とみなした。 Vgl. Camphausens Brief an Steinberger vom とき、株式会社の俸給が支払われる番頭になるために、,彼の民法的な組合における彼の地位から彼が任意に身を落と

2. カンプハウゼン (Camphausen) の見解

の問いに、彼は、なるほど議決権は資本出資に合わせられなければならないが、しかしそれでもなお資本は死んだ けられた要求をすることができる〟と信じた。それゆえ、彼にとっては議決権の問題が特別の意義を獲得した。そ 行動の一定の自由を保持するためには、国家をとおしてそれほど非常には制限されないという公平で十分に基礎づ の代理人として、最高の権力を自己の中に結合する団体(Körper)としてみなされてよい)株主総会は、 ハンゼマンとは反対に、カンプハウゼンは、、〈年々ただ一度だけ集合し、そして、その際いずれにせよ会社全体 意思と

ものであり、そしてそれゆえ影響力は労働と知力とに帰属すべきである、と答えた。彼は、それゆえ、それに対し

大株主、とくに『四つのケルンの銀行家がすべての審議において優勢な影響力をもつこと』に立ち向かった。

議決権は、なるほどより大きな参加の際には増加すべきであるが、主要な持分所有者の影響力は制限されるべきで さらに、 彼は、。多くの人々の集会に、その性質上注意深い落ち着いたあまり短縮されすぎない審議を

要求するところのそのような諸関係への決定的な影響力を与えることは、多くの場合において疑わしいこと〟をも

また見誤らなかった。それゆえ彼は、

を

中

間 組

では

な部

度は、 株主の心配さに嫌悪をもった。 引き上げることに価 分となり、 ないとされる。 (Zwischenbehörde) * として選任することを合目的とみなした。それは、 経営管理 取締役は従属的関係へと入ることになるであろう。、カンプハウゼンは、 カンプハウゼンは、むしろ鋭くかの監督機関に反感をもった。彼の見解によれば、、そのような制 (Verwaltung) 値を置いた。 彼は、 を妨げ、 彼は、 取締役を自由な立場におこうとし、とくに株主総会から解放しそして最上位 大会社においては株主総会が執行評議会(Administrationsrat) 取締役をその手中に保持しかつすべての面で拘束しようと絶えず試みる大 阻止することになるであろう。委員たちは経営管理の異質の否定的 しかしながらコントロ しかしまさに取締役の地位 ールル 機関

の取締役の会社との緊密な結合をもたらそうとした。その場合、

最上位の取締役

(oberster Direktor)

は会社の

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 めようとした。 (66) めることおよび一方的方向の承認。 とおしての取締役団 なるほど彼は小規模な取締役団の長所を見誤らなかった。 して彼は、 力を与えようとしたが、 上位の執行役員 "株主たちに営業利 このために、 取締役を、彼の熟練へとおかれた信頼をとおして支えられかつ尊敬された、 彼にはイギリスの取締役会 (oberster Exekutivbeamter) とされた。このようにして彼は、 害の絶えざる認識のための増大された保証』を与える。 「の監督が不可欠となりうると信じた。 しかし他方ではまた、 を困難にする。 (Board of Directors) 責任についてのそれに対応するより高 そのような経営管理機関は彼の見解によれば、 取締役会 しかし彼は、 制度がもっとも適切な形態であるように見えた。 (Board of 取締役たちの多人数のゆえに特 取締役会は Directors) 最上級の取締役により高い決定能 11 自由に創造する人間 程度を課そうとした。 ″個 は、 Þ 人の 彼の見解によれ 見解 大会社にお が 別の 優位を占

機

関

は執行評議会であるべきである。 執行評議会には、 その系列から取締役を指名する権利が帰属すべきである。

カン

64

取締

- $\widehat{61}$ において印刷されている、カンプハウゼンによって起草されたプロイセン鉄道会社の定款、を参照せよ。さらに、 Schwann, a.a.O., Bd. 2, S. 318ff.において公表されているカンプハウゼンのメモ、 ならびに、Hansemann, a.a.O., S. 155
- <u>62</u> Schwann, Bd. 2, S. 319

Schwann, Bd. 1, S. 89ff.; Bergengrün, a.a.O., S. 178

- <u>63</u> 至った。それに対しては、しかしながら取締役団は、上述した諸理由から反対した。Vgl. das Protokoll, abgedruckt bei る株式は一票を保証すべきであると提案したゆえに、銀行家オッペンハイムとカンプハウゼンの間の鋭い対立に立ち 一八三七年一月一六日ないし一七日のライン鉄道会社の執行評議会の会議においては、オッペンハイムが、
- Schwann, Bd.1, S. 462f

Schwann, Bd. 2, S. 319

- $\widehat{65}$ $\widehat{66}$ Schwann, Bd. 1, S. 90. Schwann, Bd. 2, S. 320. それゆえ彼は、 *特別取締役*の地位について非常に軽蔑的に発言した。
- $\widehat{67}$ Schwann, Bd. 2, S. 320
- 3. メヴィッセン (Mevissen) の見解
- 駿河台法学 可能である、 メヴィッセンは、全く別のことを目指した。彼は株式会社において,まさに非人格的な株式会社の形式において 個々人の自由と、個別の企業にそして必ずしも継続的には縛られない多面的な活動の可能性も

の価値

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 その機関に一連 とおして行使する可能性を与えようとした。コントロール機関に業務執行への必要な理解を可能にするためには、 享受を得るために、 無記名性 ものである。他方では、彼はまた、大株主、とくに銀行が株主総会を支配することを妨げようとを試みた。 それをとおして〝社団的な企業の運命が一時的な株式保有者の恣意のために〟犠牲にされることが避けられるべき を有する、そのときどきの団体の理念を具体化する株主という核心の成立〟をこれに対抗する有効な手段とみた。 ける個人主義と無名性の効果と戦うことが問題となる限りでのみ、彼の解釈は知られている。彼は、゛専ら議決権 されるべきであったとしても、むしろ〝個人主義の極端さは組織という手段をとおして緩和〟されるべきであった。(╚リ して、最も強く十九世紀のリベラルな諸影響に服したのである。 惰な無関心に立ち向かう望ましい手段〟をみた。彼は、それゆえ三人の偉大な設立者たる人物の中の最も若い人と (®) の創造、を必要であるとみなした。彼は、株主に、 無記名株式には議決権が帰属してはならない、と言う見解であった。その代わりに、あらゆる株主には、 さらにメヴィッセンは、『絶えざる管理を行う、業務執行の全領域に精通した経営管理評議会(Verwaltungsrat) どのようにメヴィッセンが個別の点で内部組織を考えたかを、彼は何処にも明らかにしなかった。株式会社にお (Inhaberqualität der Aktien)は議決権のあらゆる最大の限界を幻影と化するものであるので、 彼は株式会社の中に、本来の商人の本質に即して彼の嫌うところの、 の経営管理的諸機能を委譲することが不可欠であった。 無記名株式を記名株式に転換する可能性が与えられるべきであるとされた 取締役団に対する有効なコントロールをこの経営管理 しかしながら彼がたとえ純粋な個人主義者とみな 原則として、 小市民性・狭量な自己本位性・怠 しかしながら、 業務執行は取 彼は、

た性格を与える』ことができることを希望した。

締役団の手中にとどまるべきであった。このようにして、

彼は、、株式会社の歩みにより確かなそしてより独立し

総括すれば、それゆえ、偉大な設立者たる人物たちはまず第一に実際的な考慮から出発したことが確定され

員全体の意思が、そしてしたがって会社にとって決定的となる意思が、直接に表現されることを認めた。しかしそ その際、 れでもなお、 彼らは、 彼らは、 株主総会という問題の取扱いにおいて広範に一致していた。 株主総会を、 ただ制限された範囲においてのみ経営管理の諸機能を行使する能力があるとみ 彼らすべては、 株主総会において社

議決権の上限に向けた制限をとおして緩和しようと努力した。銀行との対立は、 実際的な考慮から、 彼らはまた、すべてが、株主総会における大株主の影響力とくに銀行の影響 まったく自然なことであった。

なしたにすぎない。

それゆえ彼らは株主総会の権限を著しく制限したのである。

人の諸銀行の政策が対立した。そしてドイツにおいてもまた、"この内部的対立は、 みなした。彼らとその他の人々は、、この点において近づきうる道を模索した、。この道には、 株式会社を,営業する小市民の荒涼たる小商人政策と公共の福祉に捧げられた国家的な経済政策の間の中間 カンプハウゼン、そしてメヴィッセンは、彼らの設立をとおして高い理想を実現しようとした。 カンプハウゼン、 しかしとくにユダヤ ハンゼマン、 頃と。

においては、さらに強い見解の相違が存在した。 激しく分かれた。とくに、どこまで会社の経営管理の中に永続的なコントロール機関を組み込むべきかという問 これに反対して、 メヴィッセンをさえも、 取締役会(Vorstand)と経営管理評議会(Verwaltungsrat) 銀行家たちに対する戦いへと、導いたのである。(②) ハンゼマンとメヴィッセンが強いコントロール機関に賛成したの の地位と任務に関する見解

拒否した。経営管理を行いかつ取締役会の上位に立つ機関として、彼は、 それとは反対に、それを大会社におい

カンプハウゼンはイギリスの取締役会システムに固執し、コントロール機関としての経営管理

評議会を

駿河台法学

に対して、

 $\widehat{69}$

Hansemann, a.a.O., Bd. 1, S.

- $\widehat{68}$ Hansemann, a.a.O., Bd. 1. S.
- 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 70 Hansen, Bd. 1, S. 802. Vgl. auch S. 651, Bd. 2, S. 529, 532ff
 - $\widehat{71}$ Hansen, Bd. 2, S. 518. Vgl. ferner S. 532ff, 529 und Bd. 1, S. 651 und 802
 - $\widehat{72}$ Hansen, Bd. 2, S. . 535

 $\widehat{73}$

Schwann, Bd. 1, S. 121

D.

認可されない株式会社

(Die nichtbestätigten Aktiengesellschaften)

のは、 権は与えられず、 認可された株式会社と並んで、プロイセンにおいてはまだ認可されない株式会社が存在していた。それらには特 なるほど資本を必要としたが、しかし、それらが、公益目的、を追求しなかったゆえに、 それゆえ通常のゾツィエテート (組合 Sozietät)として扱われた。これらの企業形態を利用 有限責任を伴う社

団としての承認を得ることができなかった営利企業であった。大企業にとっては、その企業形態は、

ほとんど用

係においては広範に社団 たからである。なるほどこれらの会社は、 られえなかった。なぜなら商業組合(Handlungssozietäten)の規定は、大規模な資本団体の本質と調和しがたか 条以下により株主総会における多数決をとおして決定されうるかどうかは疑いがあった。 そして社員としての彼らの権利をただ株主総会において議決権の行使をとおしてのみ認識するゆえに〉 疑いなくそのような規律を考えたことはなかった。そしてまた、〈組合員Gesellschafterの死亡または破産を (Körperschaften) へと改造されたが、 〈個々の構成員が *構成要素、として登場することができる権利を放棄 しかし、業務執行者がALR第二部第八章六三三 なぜなら立法者は、 内部関

して変更されうるかどうかは、 体としての株式会社の本質と調和しがたい諸規定が、有効に〝組合契約 そしてまた同種の同種の企業を営んではならない〉という強く交替する構成員の存在を伴う大きな資本団 いまだ解明されていなかった。 (会社契約 Gesellschaftsvertrag)』をとお

組合員は他の組合員の同意なしには彼の営業持分を会社に対する関係で有効に

とおして組合が解散され、そして、

ら責任を負ったからである。 原則として組合員の いつでも組合債務のゆえに人的に請求されえたからである。 "代理人Faktoren"とみなされたことをとおして現れた。なぜならその結果として、 しかり、 彼らはALRの規定に従って連帯してす 組合員

認可されない株式会社にとっての最大の困難は、

組合の業務執行者が、

組合の代理人または機関とはみなされず、

誓の導出における状態も類似していた。なぜなら、本来すべての構成員が宣誓をしなければならなかったからであ なければならず、 てまた、 大きな困難を用意した。大きな構成員数と構成員間の絶えざる交代は、それらの会社の行為能力を強く制 会社債務について責任を負うところの特権を若干の会社に付与せざるをえなかった。この規律もまた、 ねに適合する この状態は長く続いては支持しがたいものであり、それゆえ政府は、それに基づいて組合員がただ補 基礎的な改善を意味しなかった。なぜなら法人格の欠如は、認可されない株式会社にさらに別の方向に 権利者が名指しで行われなければならなかった訴訟の追行における状態、 土地の取得はほとんど可能ではなかった。なぜならすべての構成員が権利者として土地登記簿に登記され 取締役会は、 〈すべての構成員によって署名された〉代理権を与えることは、可能ではなかったからである。 そして、登記簿は継続的に最新の構成員の状態と一致してたもたれなければならなかったからで 代理人としては資格づけられえなかった。なぜなら取締役会に、 および、 構成員の最新の状態につ とくに会社の側からの宣 しか 助的にの 限 した。??? おいて しなが そし

駿河台法学

100 る₀78 加えない、単なるひとつの取引の容易化であるとのことであった。実際には、それゆえその後もまた、その時々の 位に置いた限りで認識していた。しかしながらそれは、権利能力なき組合としての会社の本質には何ものも変更を これらの困難を政府は、 政府がさらなる特権をとおしてこれらの会社を、 会社の名において土地を取得する地

組合員が土地の所有者であるべきであった。 それによって、プロイセンにおいては、三種類の株式会社が存在した。すなわち、①いかなる特権も受けなかっ

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 の認識は、 にすぎず、株式会社に対してしかし恣意的に全部または一部社団の諸権利を与えることはできないということ、こ とっては組合法は適合しなかったのであり、そして、政府は株式会社をただ認め、 された株式会社、 を通して社団の諸権利〈とくに法人として登場することができる権利および有限責任の権利〉を取得してい た認可されない株式会社、②一部分社団の権利が付与されたわずかな特権を与えられた株式会社、そして、 ただ漸次的に組合説 である。この発展が株式会社の本質を正当に評価したものではなかったこと、むしろ株式会社に (Sozietätslehre)に反対してのみ浸透することができたのであった。一八四三年 または、禁止することができる た認可

いない。この認識がどのようにして次第に組合説を追いやったかは、以下の章において示されるべきである。 一一月九日の株式会社に関するプロイセンの法律においてもまた、この認識は、 まだ必ずしも明確には表現され

Rothers vom 4. 4. 1837, Bl. 22ff.ならびに、それに基づく 司法大臣ミューラー(Mühler)に宛てた一八三七年四月一七日の報告書Bl. 財務大臣フォン・アルフェンスレーベン伯爵 (Graf v. Alvens 62ff.および、司法大臣フォン・

これについておよび以下について、Akten des Handelsministeriums betr. AGen. a.a.O., Vol. 1.とくにBericht des

 $\widehat{74}$

(v. Kamptz)に宛てた一八三八年九月二五日の報告書Bl. 91ff. d.A.を参照せよ。

- 75 ALR § 239, 301 I 17 und § 424 I 5との関連における § 614 II 8を参照せよ。
- 76 Handelsministeriums, a.a.O., sowie den Bericht Rothers vom 4. 4. 1837, a.a.O., Bl 27ff derei)に付与された。Vgl. Die Motive zu dem Entwurf eines Gesetzes über AGen. S. 11, enthalten in den Akten des 与され、そしてその後さらに二三のその他の会社、たとえば、新シュテッティン製糖工場(neuer Stettiner Zuckerfie-この特権は、初めてノイファルツ鉄冶金および琺瑯工場に国務大臣フォン・ブレン(v. Brenn)の提案によって付
- 77 isteriums betr. AGen., a.a.O., Bl. 72ff Vgl. Motive a.a.O., S. 11 und den Bericht von v. Alvensleben an Mühler vom 17. 4. 1838 in Akten des Handelsmin-
- 78 § 629 I 10 Allgem. Gerichtsordnung
- 79 Handelsministeriums betr. AGen. a.a.O.を参照せよ。 Kabinettsordre)、および、同日のシュテッティンにおける新製糖工場に対する国王の決定、Bl. 一八三七年四月四日のローテルの報告書a.a.O., Bl. 19,ならびに、一八三七年七月一三日の最高内閣命令 51ff. der (allerhochste Akten

一八四三年に至るまでの株式法の発展に対する法人本質論の意義

A_. 組合説 (Die Sozietätslehre)

なる観念を法人についてもつかに従って、ひとは会社の内部組織のさまざまな構成に到達せざるを得なかったから 向けての問いであり、そしてそれによってそもそも法人というものの本質に向けての問いであった。なぜならいか 学問と立法が〈それらが株式法と詳細に関わりをもったときに〉直面した最も困難な問いは、この会社の本質に

である。

株式会社の本質についての問いの答えは、ALRにおける団体法のまずい規律をとおして本質的に困

難なものと

ひとは、大部分、しかしながら、それをとおしてこの会社〔株式会社〕 のゾツィエテート (組合) としての本質

(組合)

としての株式会社の法的把握へと到達することを試みた。

第22巻第1号 (2008)

的な通説であったが、しかしまた広範にプロイセンおよびその他のドイツ諸国、 構成員がそれゆえ権利者であり義務者であるままであった。そのことはALRの諸教科書において最初は全く一般 して登場する権利と有限責任の権利とを特別の特権として与えられる〉ゾツィエテート について何かが変更されるということなしに、 実務との一致において、株式会社の中に、 とくにザクセンおよびオースト (組合) 〈認可をとおして法人と を認めた。 個 Þ の

アの

諸政府の実務に、そして、イギリスにおける通説にも対応していた。

取締役会と経営管理評議会はただ株主総会を代理するのみであり、 人の全体においてのみ付与されたのであるから。』そのことは、しかし、株主総会はいつでも、 が立ち、そして、株主総会の下に間接に、そしてこれらの代理人たちの下に直接にふたたび一人または数人の代理 しか認めることができなかった。それゆえ、"主人としての株主総会のもとに一人または数人の代理人 (Institoren) 位の代理人、特別取締役 (Spezialdirektoren) などをもつところの〉 ただすべての組合員の代理人 (Bevollmächtigte) 経営管理評議会に指定されたすべての業務を自ら実行し、または、 人が立ち、そしてさらにその下にもそれが続くのであった。その場合、支配権は単一人だけに、 組合説の支持者たちは、組合法に従って、取締役会の中におよび経営管理評議会の中に、〈その側ではさらに下 拘束的な指図を与えることができた。 それゆえその地位においてのみ行為したからで あるいは、 取締役団にまたは なぜなら ただ数

 $\widehat{1}$ $\widehat{2}$ Martens, S. 34f., 37f

駿河台法学

ある。

83ff., bes. S.

- $\widehat{4}$ 5 Kritz, Paul Ludorf in Samml. v. Rechtsfällen Entscheidungen derselben Bd. 3, S. 318ff. Treitschke in Zeitschr. f. dtsches Recht und dtsche Rechtswissenschaft, Bd. 5, S. 324ff., bes. S. (Leipzig 1841) によって日
- 理権だけを受け取っていたことによって説明することを試みている。一般にはしかしひとは、この権利をもまた特権と 付の表示なしに公表されているドレスデン上級控訴裁判所のある判決だけが、

有限責任を、受任者がただ制限された代

Bd.

6 Bd. 6, S. 7, 22; Hasse, Joh. Chr., Beitrag zur Revision der bisherigen Theorien von der ehelichen Gütergemeinschaft (Kiel 1808), S. 99ff.ならびに、Hubrich, a.a.O., S. 26 bis 33. における総括を参照せよ。 E.F. Klein, System d. pr. Zivilrechts (Halle 1801), §. 35, S. 27; Bielitz, Kommentar zum ALR.

В 擬制説

7

Thöl, Heinr., Handelsrecht, 2. Aufl., Bd. 1 (Göttingen 1847), S. 166f

ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 たからである。その結果、法人の本質についてのこの新たな解釈は、すでに比較的早くに展開した。すでに一八三 ための名称を認めるか、 ○年において、それをフォン・レンネ(v. Roenne)が、彼によって新たに編集されたクラインの,プロイセン民 個々人のある数に基づいた擬制された人を認めるかは、必ずしも大きな差異をなさなかっ

組合説から擬制説へはただ小さな一歩があっただけである。なぜならひとが法人において多数の個々人の総括の

事法体系』(System des preußischen Zivilrechts von Klein)に対する彼の注釈の中で主張した。トェーネ (Thoene)

彼の書物 "プロイセン私法の基礎理論" (Fundamentallehre des preußischen Privatrechts)

なって初めて、当時生じてきたローマ法主義との関連において、支配的なものとなった。とくにフォン・サヴィ 中で、このいわゆる神秘人 (persona mystica) の理論に自らを関連させた。擬制説は、しかしながら四〇年代に

もまた、

三年後、

そして、それにもかかわらず株主の無限責任に固執することは、可能ではないという結論に至った。

個々の点では、フォン・サヴィニーは、しかしながらそれらに社団権が付与される営利会社と取り組まなかった。

ために請求されうる。そしてフォン・サヴィニーは、株主の有限責任は特別の特権を意味するものではなく、 ögens fähiges künstlich angenommenes Subjekt)。を理解した。いかなる形式においてこの代理が行われるべき 得されうるゆえに、必然的に人間による代理を必要とする〝財産の能力を人工的に認められた主体 的能力のある法主体としての会社の承認から生ずるものであり、それゆえ、株式会社を法人として承認すること、 理人として資格づけられるべきである。代表者たちはそれによって、すべての法律行為を会社の有利にも不利にも かを輪郭づけることは、定款の任務であった。定款をとおして会社(組合 Gesellschaft)の代表者たちも会社の代 ニー(v. Savigny)は、一八四○年に現れた彼の書物〝現代ローマ法体系〟(System des heutigen römischen Rech 有効にその機関として執り行うべき地位にあるべきである。その結果、また、ただ会社財産だけがこれらの債務の の中で、この理論を大いなる鋭さをもって展開した。彼は、法人の下に、財産権はただ行為をとおしてのみ取

駿河台法学 第22巻第1号 (2008) 主総会はそれらの諸機能をいつでも自ら認識することができた。 なった。その限りで、それゆえ、取締役会と経営管理評議会とは、 エテートを認めたのであった。それらにおいては、それゆえ、内部関係が問題となる限り、 会社の中に、〈,そのゆえにソキエタスという一般的名称を放棄することなしに,,社団の権利,を取得した〉 ゾツィ なるほど彼は、営利的企業もまた,法人の形態において、登場することを承認したが、しかし彼は、この種の営利 の理論には、 株式法の文献の大部分もまた従った。それゆえこの理論は、 社員全体の受任者に留まり、そしてそれゆえ株 我々に、すでに一八三七年にライプ 広範に組合法が標準と

105

チッヒにおいて現れたジンテーニス(Sintenis)のディセルタチオンにおいて、そしてその後、(또)

同様にライプチッ

106 ヴァイスケ (Weiske) ヒにおいて現れた一八四二年のフュッセル は、同じ年の株式会社に関するきわめて立ち入った研究において、 (Füssel) のディセルタチオンにおいてもまた出会うのである。(『) 擬制説の基礎の上に立っ

た。 団とは反対に、"社団財産についてもまた所有権を゛有する "人的単一体゛を構成したところの、 はなく、 彼は株式会社の中に社団(Korporation)を認めたが、むろんウニヴェルシタスという厳格な意味においてで より多く、ドイツ法的な、意味において認めたのである。なぜならドイツ法的な社団は、 構成員に基づく ローマ法的な社

からである。 (19)

同じ解釈は、

最後に、ペールス(Pöhls)によって同様に一八四二年において執筆された株式会社法に関する最

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 初の めの複数の物理的な人々の結合体と考えるときは、 ない。"ひとがしかし法人の概念を、その結合体が権利の主体として考察される限りで、 法人(moralische (juristische) Person)でもある。しかしながら株式会社は、彼の見解によれば、まだ社 :大規模な著作の中に見出される。それによれば株式会社はゾツィエテートである。さらに株式会社は、それについての研究は.....無用である。 (31) 共同の継続的な目 的 団では のた

は、 取締役たちを下位の代理人としての業務執行者の上に立ち、この者に指図を与えることのできる たち(verwaltende そのことに対応して、 ただ業務執行者のみまたは取締役団のみが会社を代理する権限が与えられるとされた。 Sozii)』とみなした。第三者に対しては、これとは反対に、 ペールスは、 株式会社の内部組織の取り扱いにおいて広範に組合法から出発した。 このことが定款に規定されたとき ″管理する組合員

8

9

Thoene, S. 352,

124

<u>19</u>

Weiske, S. 255

- 10 これについておよび以下についてZitelmann, Ernst, Begriff und Wesen der juristischen Person (Leipzig 1873) S. 9
- 11 Rechtswissenschaft, Bd. 4 (1840) S. 71ff. 彼には、直ちに幾人かの著者たち、とくにプフタ(Puchta)が広範に従った。Vgl. Puchta in Krit. Jahrb. f. deutsche
- 12 v. Savigny, Bd. 2, S. 239
- 13 v. Savigny, Bd. 2 S. 282ff
- 14
- <u>15</u> v. Savigny, Bd. 2, S. 255 Vgl. v. Savigny, Bd. 2 S. 285, 295
- <u>17</u> 利組合について」), §IS. 10 und §II. Füssel, Societates innominatae (Aktiengesellschaften) in quantum sequuntur romani juris de societatisbus prin-Sintenis, De societate quaesturia, quae dicitur "Aktiengesellschaft" (ジンテーニス「*株式会社* と言われている営
- cipia(フュッセル「無名組合(株式会社) Weiske in Neue Jahrbücher der Geschichte und Politik, hgg. v. Friedrich Bülow. S. 256. はいかなる範囲で組合に関するローマ法の諸原則に従うか」), S. 20
- $\widehat{20}$ Pohls, a.a.O., S. 53.
- $\widehat{22}$ $\widehat{21}$ Pohls, S. 184 Pöhls, S. 173.
- 組合説およびまた擬制説の基礎的な欠陥は、それが営利会社に関連する限りで、経済的にこれらの会社がその本 C ゲノッセンシャフト説(Die Genossenschaftstheorie)

107

質上

「組合であるかどうかの問いを提出しなかったことである。

その欠陥を初めて避けたということは、

それ

が

組

ところの、 "会社構成員の委員会。の下にもまた、 置かれうること、その場合、 会社契約においては " \} かなる備

定されることが不可欠であることを、認識した(S. 187)。 えの程度をComitéまたは取締役団などが、そして、いかなる程度を代理人が、代理しなければならないかも が決

それによって鑑定書は、株式会社が 〈資本金に基づき、そして、《内部関係においてもまた機関の地位を有する

株式の数に従って計算される。 数のみが一 総会の取扱いにおいて示されている。株主総会に関しては、たとえば社員の決議については言われておらず、 ところの》会社の諸機関をとおして代理される〉特別の法主体であることを承認した。そのことは、 な多数決に従って行われる *株式会社のすべての案件は、 個の議決権を与えると確定されうる。、という原則が設定された。機関(Organ)という表現は、 (S. 186)。』といわれている。その際に、多数決の確定のために一貫して"多数決は、 あらゆる株式は、 会社の決議をとおして拘束的にあらゆる株主のために、 個の議決権を与える。しかしながら契約において、 相対的ではなく絶対的 明らかに株 株式の一定 明示

駿河台法学 え、会社は "ただすべての構成員の代理人としてのみ行動することができること (S. 必ずしも完全には意識してはいなかった。むしろひとは、これらの原則全体を,ことがらの性質から, 置かれてはならない。 会社財産は株主の所有権に存すること(S. 187)が言われた。しかしそれでも、これらの箇所には決定的な重点は みなされなければならず、 鑑定書においては用いられていない。 ひとは、まだ新たな理論を体系的に考え抜いておらず、そして、その射程範囲のことをまだ それゆえ会社は "経営資本の額以上には" 義務づけられえないこと 鑑定書もまた、さらに時々組合説にさかのぼっている。 181) * 株主は匿名組合員と $\widehat{\mathbf{s}}$ 180), 導いていた そして、 それ

彼の書物、相続契約の理論 「の説が弱い基礎づけを知ったのは、 (Die Lehre von Erbverträgen) の中ではじめて、ウニヴェルシタスとソキエタスと 八三五年においてベーゼラー (Beseler) をとおしてであった。 彼 のである。 (25)

そして、そのようにしてゲノッセンシャフト説のための礎石を設定したのである。

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 してまた、業務執行者は、すべての株主の代理人とみなされ、そして、それに対応して〝与えられた代理権 はなく、 すべての共同体 同様に政府によって提出された草案も、 にすぎないものに対してもまた、 おける事情は、 団に関する法律の草案 一条は、 この理論が新たな飛躍をしたのは、一八三七年にザクセン政府により代表議会 そのためには、法律的に能力のある封土保有者の土地占有、を用いなければならないとされた 明示的に組合に関する一般規定を準用した。また、理由書は、会社が認可にもかかわらず〝まだ必ずしも プロイセンにおけると類似していた。政府は、 (Gemeinheit) (Entwurf eines Gesetzes über Aktienvereine)の審議においてであった。当時ザクセンに(②) の権利を*取得していないことを強調した。むしろ会社は土地を取得する地位(38) 永続的な公益的な目的を追求する社団 組合説に基づいていた。そこで、例えば、認可されない株式会社に関する 同様に組合説の基盤のうえに立ち、そのような会社 (Korporationen) (Stände) の"特権"を付与した。 に提出された株式 (86)。そ

て法主体をなす』ことを認識していたからである。 て成功したのは、 発な反対を見出した。 この解釈は、すでに、 第一部会の第一委員会においてであった。ライプチッヒ大学の法律学教授カール・フリー なぜなら委員会は、株式会社においては、共同の財産がある程度人の地位へと登場し、 最初に法律の草案と取り組んだ第二部会 しかしながらこの見解に不可欠の法的基礎を与えることに初め (zweite Kammer) の 最初の委員会にお ドリ

そし て活 て行為するという責任以外の責任〟をもたなかった

(**§** 5) °

ヒ・ギュンター (Karl Friedrich Günther) の指揮下にあった委員会は、〈委員会が、ザクセンにおいてはプロ

駿河台法学

111

|場に立った。問題は、それゆえ、無記名株式がすでに完全な金額の払い込み前に交付されうるかどうかが、そ

会社がそこまで実際の基礎資本金を政府の承認なしに増加することができる単に最高限度額にすぎない、

は、

は、 資本はその設定の完全な額において払い込まれなければならないことを無条件に必要とみなしたのに対して、 にならなかった。政府と部会の間には、すなわち予期しなかったことに激しい見解の相違に至った。政 株式会社に関する法律草案の審議の際に、その見解を実現できることを希望した。それにもかかわらず草案は法律 てそこでは総ての構成員がただ彼らの出資をもってのみ責任を負う〉株式会社の一種のみが存在することができた。 形態の本質に反した。その結果、〈国家によって明示的に承認された社団権(Korporationsrechte)を有し、 株式会社もまた、 特性を付与したところの〉法主体として構成することを意図する点に存した。* コレーギウムと同様に、それゆえ シタスにおいて問題となる程度において、その個々の構成員から分離された〈それに参加者たちが相互間で法人の う事実から出発した。そのような会社形態はすでにローマ法に知られていた。それは、 式会社の発起人たちは、 の法律状態を説明すべく努力したゆえに〉、株式会社の法的性質に対する問いを提起した。 レーギウム 認可されない株式会社をそもそも規定しないことを提案した(&9b)。委員会は、後になって、認可されな その時々に払い込まれた金額が会社の基礎資本金(Grundkapital)となり、そして、定款の名目的な基礎金額)かしながら政府にこの説の正しさを納得させることは可能ではなかった。法律を危くさせないために、 (Collegium) * であった。、この形態の独特さは、参加者たちが彼らの社団 国家からのみウニヴェルシタスとして承認されまたは禁止されえた。部分的な承認は、この会社 一定の資本財産に基づく法人(juristische Person)を設立するという目標を有するとい 本来は禁止されていた。コ (Verein) を、 その際、 委員会は、株 ウニヴェル 府が、

センにおけると同様に不透明でそれゆえに法律的規律を不可欠であると思わせたところの、

認可されない株式会社

n

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 である。 くつかの試みは失敗し、そして最終的に政府は法律の公布を拒絶したのである。(⑶) がそのようなものとして成立するか〟を規定すべきである。このために標準となるのは、 団 と法曹法 なぜなら同草案は合名会社においてヴュルテンベルク国法第二部第六章との一致において法人格を否定したが、 されたが、しかし後に審議には至らなかった一八三九年ないし四○年のヴュルテンベルク王国のための商法典の草 されえなかった。 たる人が誰であるかが通常確定されるべきではなかったゆえに、 ばならなかった。 かし法人格を認可された株式会社においては認め、 この展開により、 あ (Entwurf eines (Code de Commerce) 組織は、 ノッセンシャフト説が本質的な飛躍をしたのは、 むしろ、そのように秩序づけられた全体性の中に有機的生命、 それを通してこの説は、 (Volksrecht und Juristenrecht) * をとおしてであった。ベーゼラーは、 "その意思が全体の統 なぜなら無記名株式においては、 なぜなら法律の失敗は、広い範囲において誤って、 Handelsgesetzbuches für das Konigreich Württemberg) 議会の審議において苦労して作出された株式会社の本質についての新たな解釈はほとんど実現 の基礎のもとに上級裁判所裁判官フォン・ホーファッカー きわめて重要であった。そのことは、ただ議会の立場からのみ正当づけられなけ 本質的な強化を受け取った。いずれにせよ、 一的意思として妥当するためには、 認可されない株式会社の設立を禁止したからである。 株主に後払いの分(Nachzahlungen) 一八四三年にベーゼラー 不可能であったからである。合意に至るための 政府が組合説に固執したことに帰されたから すなわち、 どのようにしてゲノッセンシャ は、 政府の委託に基づいてフランス商 (Beseler) 人格が存在する。。 この説に従ったようにみえる。 法人は擬制ではないことを強 (v. Hofacker)によって作成 を強制することは 議決権を有する構成員 の新しい書物 そのような社 フ ١ 民族 の 意思 株主

多数の意思である。 その場合、 彼は、 疑いが有るときはあらゆる構成員が議決権を有すること、

しかし株式会社に

しかしながらまだゲノッセンシャフト説は、

自らを貫徹することができなかった。それは、

まさにようやく注目

ることが許されることが、 ることは許されない。それによって最後に、取締役会、株主総会、そして会社のすべてのその他 おいて個々の構成員から独立している〉 される諸権限に広範な自由を承認した。彼は、それらの諸権限の中に〈それらの機関に割当てられる業務の領域に 全体との関係に立つか、を決定すべきである。 さらに組織は〝どのように業務執行が全体の案件において行われるか〟および〝どのように個々の構成員が法的に おいては 的に並列し、そして、 つの機関であるにすぎない株主総会は、 から出発 した。彼は、 〈株式においては割合の取得が標準となるから〉議決権は株式に従って数えられなければならないこと、 あらゆる機関は、 議決の際に不在であった構成員については、 明確に言明された。 ただ、 機関を見た。しかしながらそれらの諸機関、そしてまた、 個々の構成員の正当に取得された特別権をそれらの者の同意なしに変更す その機関に定款において明示的に与えられている権限のみを行使す 原則として、彼は、ゲノッセンシャフトにおいて組織に従って構成 彼らは彼らの議決権を放棄したと受け止 0 お諸機 同様に会社 関は、 止めた。

していた。そして、 を見出しはじめたのであった。株式会社に関するプロイセンの法律が公布されたとき、まだ組合説と擬制説 いまや、どのようにこの法律が株式会社の本質についての問いに答えたのかが示されなけれ が支配

23 Justizministeriums zur Revision der Gesetzgebung, Pens. VIII B, no. 1, Vol. 1 de 1825 (Geh. Staatsarchiv) Bl. 238ff. 🗠 の表示なく印刷されており、それゆえ、 Gans, Eduard, Beiträge zur Revision der preußischen Gesetzgebung (Berlin 1830-32) S. 177ff. 同書は、 しばしば彼によるものとみなされている。しかしそうではない。 Akten

駿河台法学

ならない。

24 商法を作業した立法改訂第八委員会(Die VIII. Deputation der Gesetzrevision) は、 この問題提起をもってする鑑

含まれる元の文書は、むしろKauffmann, Mendelssohn und Schulzeによって署名されている。v. Kamptz, a.a.O., S.

- 定意見を求めた。Vgl. Akten a.a.O., Bl. 84r. (Protokoll d. Sitzg. v. 21. 10. 1826).
- 25 そのことは、鑑定書の中で何度か強調されている。とくにS. 177 und S. 179.。
- 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 27 ten 1836/37, Abt. I, Bd. I, S. 455ff.そこには理由書もまた印刷されている。 理由書(Motive)つきで一八三六年一一月一三日の命令 (Dekret) をとおして提出された。Vgl. Sächs. Landtagsak-
 - 29 彼の鑑定書は一八三七年一月七日の日付を担っている。Vgl.Sächs. Landtagsakten 1836/37, Beilagen z.d. Prot. d. 2.

28

Motive a.a.O., S. 462

26

Beseler, Erbvertrage, Bd.1 (Göttingen 1835) S. 80

- 30 Kammer, S. 250 Vgl. Hermann, Robert, Der Rechtscharakter der Aktienvereine (Leipzig 1858) S. .83
- 31 同じ立場をひとは、 鑑定書は、一八三七年二月一八日の日付を担っている。Vgl. Landtagsakten, Beilagen z.d. Prot. d. 1. Kammer, S. 414 同様にギュンター(Günther)の指導のもとに、一八四二年六月一〇日のライプチッヒ大学法学
- 32 quae 'Aktienvereine' diciuntur.)という表題のもとに、大学祭への招待して公表されている。 部の決定で採用した。それは、「株式社団と言われている結合体についての観察」(Observationes de consociationibus Deputationsgutachten der ersten Kammer, a.a.O., S. 417
- 33 Vgl. Sächs. Landtagsakten 1836/37, Mitteilungen über die Verhandlungen, S. 1541, 2956, 6223ff., 6380ff., 6439ff.

- 34 らに類似の諸規定をもつナッサウ公国商事および手形条例草案(Entwurf einer Handels=und Wechselordnung für das 離反したことが明らかとなる。そのための理由づけは、しかしながら与えられていない。この草案に基づいたのは、さ Vgl. Art. 191, 256 Abs. 1 sowie die Motive dazu S. 171f., 224f. それらのことから、ひとが意識してフランス学説
- (55) Beseler, a.a.O., S. 172.

Herzogtum Nassau von 1842) であった。

- (36) Beseler, S. 18
- (%) Vgl. zum Folgenden Beseler, S.
- (%) Beseler, S. 181. Vgl zum Folgenden auch S. 181ff

D.一八四三年一一月九日の株式会社に関するプロイセン法の立場

訂の第八委員会においても、財務省においても、行われた。第八委員会は、一八二六年以来、〔④〕 おいて株式法の改革と取り組んだ。委員会は、最初は資料収集以上には至らなかった。委員会の準備作業に属した 株式会社に関するプロイセンの法律のためのすでに手短かに言及された準備作業は、先ず最初に、一般的法律改 先ず何よりもベルリン商人団体の最長老たちの以前に詳論された重要な鑑定意見の入手であった。 商法の改訂の枠内に 財務大臣

社団権を保証することを提案した。このようにしてそれらは認可された株式会社と広範に同列に置かれるべきで 特権をとおして土地の取得のためのみならず、取締役会の資格のため、 可されない株式会社の状態に関連した。アルフェンスレーベン伯爵は、 訴訟追行のためおよび宣誓行為のために、 それら〔認可されない株式会社〕に対して

フォン・アルフェンスレーベン伯爵(Graf v. Alvensleben)の作業(一八三七年以降)は、主たる問題において認

116 れゆえその後もまた社員は無限責任を負うべきであった。 あった。 それにもかかわらずしかし取締役会は、 ただあらゆる個々の社員の代理人に留まるのみとされ、そしてそ

法律改訂の第八委員会が法律草案の作成を委託された。委員会の審議の基礎を構成したのは、すでに以前に収集さ れた資料、とくにベルリンの商人団体の最長老たちの鑑定意見であった。さらに集められたのは、一八三六年な もに送付した。フォン・カンプツの提案により、それに基づいて財務省の二人の代表者をとおして拡大された一般 の同意をもって、 これらの諸提案をフォン・アルフェンスレーベン伯爵は、 大臣フォン・カンプツ (v. Kamptz) 🛂 ´ 法律の作業のために委員会に提出するという要請とと 一八三五年九月二五日、 大臣ミューラー

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 され るべきであるとされた。これに反対して、ひとが組合説に従って二三の僅かな認可された株式会社と並んで、 の有限責任を伴う少しの特権を与えられた株式会社を許すべきか、それとも、 の内部組織については規定を法律の中に取り上げないことを決議し、その規律はむしろ定款に委ねられたままであ 務大臣の諸提案は、 し三七年のザクセン国会の記録、 いが生じた。 委員会は、 ない株式会社を無効と宣言し、 委員会は後者の解決に賛成し、そしてその草案の第一条に『株式会社はその法的存続のために国 その作業領域を当時の解釈にとっては非常に特筆すべき方法において制限した。 二次的な意義のみを有した。 一八三八年のオランダ商法典およびフランスの文献である。それと並んでは、 その代わりに認可された株式会社の範囲を広く導くべきかについて、 ひとは擬制説に従ってすべての認可 委員会は、 活発な争 株 八式会社 王の 財

は株式のまだ払い込まれない部分については債権者たちに直接に責任を負うことが、規定された。(&) の 権利と義務については、 定款と並んで組合契約に関する一般規定が標準となるべきであること、そして、

認可を必要とする……*

と規定した。

しかしながら組合説もまた、

草案の個

莂

の箇所に出現した。

そこで株主相

第22巻第1号 (2008) 評価されなければならない。4 と述べた。この変更をフォン・アルフェンスレーベン伯爵とミューラー として拒絶しなければならないようにするために、 かかわらず国 かしながら国務省は、 てのみ承認されるべきである、というように制限されることにまでも及ぶことができた。彼らの提案に対して、し 草案が国務省 会社そのものの特性のみ〟であり、〝法的存続そのものではなく、それはそれまでは組合契約の一般規定に従って 認可されない株式会社は無効ではないことに賛成する立場をとった。 らなかったか、 三七年のザクセンの国会記録およびベルリン商人団体の最長老たちの鑑定意見において記録された新たな解釈を知 彼らもまた、 明瞭に彼らは、株式会社は特権によってのみ社団の優先権の分け前にあずかる、「窓」 [務省は、 (Staatsministerium) において、 あるいは、そうでないとしてもその諸理由については納得しなかった。そこでフォン・カンプツは 彼らの従前の立場に従って、認可されない。少しの特権を与えられた、株式会社を維持しよ 大臣たちに、 いわゆる特権を与えられた会社に関する諸規定の公布を必要とはみなさなかった。それにも 国家評議会 (Staatsrat) 有限責任という、特権、はただ、公益的な、 草案の拡大を委託した。 が彼らに従う場合には問題を準備されなかったもの 彼は、 国王の認可に依存するのは と言明した。 株式会社のみに対し は活発に歓 ″ただ株式 彼らは、

関

『係大臣をとおしての草案の鑑定評価の際には、

組合説はまだより強く現れた。大臣たちは、一八三六年ないし

駿河台法学 117 フォン・ であるフォン へともたらすことに成功した。国家評議会が〈有限責任の権利は法人としての会社の承認から結果するものであり、 その 間にフォン・カンプツを立法省(Gesetzgebungsministerium)におい サヴィニーに感謝されなければならない。 王の特権をとおして付与される特別の権利を意味するものではない〉という認識に到達したことは、 ・サヴィニー (v. Savigny) せ、 草案がすでに国家評議会において審議されたときに、 国家評議会の鑑定意見は、認可された株式会社の取締役会は て引き継いだ擬制説の偉大な主 擬制説を通用 張

118 そして、 なぜならそれは認可された株式会社だけを取り扱ったので それゆえ社員はまた会社の債務について人的に責任を負わされないことを、 社員 の代理人ではなく、 確定した。そのことを国 会社の代理人であるこ

家評議会は、 原則的に取締役団によって負担された債務についてはただ会社財産だけが責任を負うことを確定する、

法律の一六条と二○条において明白にもまた表現した。

なものとはみなさず、そしてそれゆえ一条におい 提案を拒否し、そして、その代わりに、 ては許さないことによって、認可された株式会社の範囲を拡大した。国家評議会は、 **浜制説に従って、さらに国家評議会は、** 国家評議会は、 少しの特権を与えられた会社の形態を法律的に構築するという財務省 F *現在の法律において規定されている権利と義務を有する株式 それが継続的な公益目的を追求しない会社を株式会社とし 認可されない株式会社を正当

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 が一八四三年一一月九日国王によって完成された。それは株式会社法を三○か条において規定した。 会に国王によって鑑定評価のために提出された草案のその他の諸規定を引き継いだのである。(58) 内部関係 会社は、 玉 .家評議会によって決議された表現において、 ただ国王の承認をもってのみ設立され、うる、と規定することに自らを制限した。 が問題となる限りでは〈ここでは組合法が標準となる〉 株式会社に関する法律 という解釈を維持し、そしてそれゆえ、 (das Gesetz über Aktiengesellschaften) 最後に、 内部組織につ 国家評議会は 国家評議

出 られた。 とだけ規定した。 頭命令とその他の送達。 とくに、 会社の名で行う宣誓は取締役会によっておこなわれなければならないこと、 続く各条においては、 は、 取締役会の構成員に対してのみ送付されることが必要であった。最後に、 それからさらに会社の代理のため の取締役会の 権限 がが 、より そして、 が詳細 ″会社 に輪郭 取締役会 づけ

いては、

すでにその成立史から明らかになるように、

それは、

ただ、

会社の営業は

プ定款の諸規定に従って任命された取締役会をとおして管理

はれるであろう、

その法律はより詳細な規定を含まなかった。

一九条にお

È

手形債務を負担することができるところの〉法人(juristische Person)であることが明記された ないし八号により定款に委ねられた。加えるに、法律の中に、さらに、会社は 会が招集されなければならないか、そして、どのようにしてその決議がなされるかという問題の規律は、二条五号 帳簿を作成し、 毎年貸借対照表を作成することなどの義務が課された。これに対し、どのようにして株主総 〈商人の権利と義務を有し、 (八条・九条)。 そして

種を示す商号の原則 法律のそのほかの諸規定には、ここでは立ち入られえない。それらは、認可義務に関連する諸問題を扱い、 〔商号真実主義〕を設定し、無記名株券と記名株券の交付のための諸条件を取り扱い、

最後に会社の解散を規定した。

と自らを示さない株式会社について、そのために構成された会社に一定の制限された程度において社団 を取り扱った。それによれば、『同年(一九四三年)一一月九日の法律の出現前に暫定的にとられた〈 `公益的 権を承認す

国務省の決議後、二つの重要な変更を受けた。一八四四年七月一三日の決議は、

認可され

ない株式会社

どもはや設立されることができなくなった。しかしながら株式会社を特徴づける法は、一八四三年の法律をとおし るという〉逃げ道は、 認可された株式会社に留保された。実際上、将来においては、それゆえ、法人でありそれゆえにただその財産 いまやそもそも、放棄されるべきであった。それによって認可されない株式会社は、 ほとん

をもってのみ責任を負うところの株式会社だけが存在しえたのである。

決定することを政府に委ねた。 いてはもはや規定されなかった。むしろ立法者は、 法律の第二の補充は、 株式会社の承認のための諸原則についてであった。 いかなる条件のもとに政府が承認を与えるかを一般公衆に知らしめるために、 いつ政府が会社を株式会社として承認しようとするかを正確に 永続的な公益目的の証明 法にお 政府

駿河台法学 119 一八四五年四月二二日の通達を発した。その中で政府は承認を、企業の目的が"1. それ自体一般の視点から

恒があるように見え、そして同時に、

2.

必要な資本の額により、または、

企業自

体

0

性質に

した。

のための条件を存在しないものとみなした。さらに政府は、

無記名株式を発行する権利を広く公益的な企業に制

それによって株式法は、新たな基礎を見出した。株式法は、

最終的に組合法から解放された。

組合説がたとえま

て追求されそして形成されうる土着の産業部門または営業部門における新たな設立が問題となる場合には、 よりもはるかにかつ確実に達成されなければならない、ことに係らしめた。その際、政府は、、適切に個々人によっ 従って、 参加者の多数の協働を条件とし、または、そうでないとしてもこの方法によって個々人の企業をとおして

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 ことができたし、そしてそうすることで次第に組合説の最後の残骸をのみならず、 ができたのである。これらの事情のもとで、どのようにして株式法が自らを普通ドイツ商法典にいたるまで発展さ より、最終的に、株式会社は法人であることが一義的に言明された。この原則にゲノッセンシャフト説は、 だ克服されていなかったとしても、 しかし組合説は法律の中にはほとんどもはや現れることはなかった。 擬制説をもまた、 克服すること 擬制説に 連なる

せたかが、

いまや示されるべきである。

39

立法省

(Gesetzgebungsministerium)

は、

立法全体を、

どこまでそれらの諸規定が改正を必要とするかについ

· て検

その作業については、 討するという課題を有した。この目的のために、ただゆっくりとのみ進行する非常に広範で鈍重な仕組みが実行された。 フォン・カンプツによる彼のJahrbücher f.d. pr. Gesetzgeb., Rechtswissenschaft und Rechtsver

waltung, Bd.60 (Berlin 1842) S. 1ff. における記録に従った説明を参照せよ。 ンス

 $\widehat{40}$ 財務省は、一八三五年まではマーセン(Maaßen)の下にあり、その時から一八四二年まではフォン・アルフェ

v. Treitschke, Deutsche Geschichte im 19. Jahrh., 3. Aufl., Bd. 4, S. 591.) 臣の下においた。ローテルは、それ以来ベルリンにおける国王銀行の頭取としての彼の活動に自らを制限した。 することができなくなり、そしてひとは、それゆえそれ〔商業、 た。それは財務省の一部局から生じたものであった。その指導者はローテル(Rother)であった。一八三七年、 下にあった。それと並んで、一八三六年から一八三七年までは、商業、 レーベン伯爵 ルと皇太子との間に鉄道株式会社に関する法律の審議の際に激しい対立に至った。ローテルは閣僚の地位をもはや保持 (Graf v. Alvensleben) の下にあり、その後は、フォン・ボーデルシュヴィング(v. Bodelschwingh) 製造業および建設についての独立の省〕を再び財務大 製造業および建設についての独立の省が存在し ローテ

彼の代わりに、 備作業に参加した。彼は、一八四二年に、フリードリッヒ・ヴィルヘルム四世が彼を嫌悪したゆえに、 た。一八三八年をもって初めて、ラインラント地方もまたミューラーに割当てられた。フォン・カンプツは、 インラント地方は従わなかった。ラインラント地方については、むしろフォン・カンプツ立法大臣が管轄権を有してい 最後に、さらに内務省がこの法律のための準備作業に関与した。内務省は、 株式社団に関する法律(Gesetz über(AGen.)のための準備作業には、さらに司法省(Justizministerium) 同省はミューラー(Mühler)によって一八三二年ないし一八四四年において指揮された。 Schuckmann) 国王の友人で、有名な法学者フォン・サヴィニーが登場した。 の下にあり、 その時から一八四二年まではフォン・ロッヒョウ (Vgl. v. Treitschke, a.a.O., Bd. 5, 一八三五年まではフォン・シュックマン (v. Rochow) しかしながら彼には、 の下にあった。 内閣から離れた。 が関与し 同様に準 ラ

- 41 一書を参照せよ 商務省記録(Akten des Handelsministeriums, a.a.O., Bl. 68ff.) における一八三八年四月一七日のミュー ・ラー -宛の報
- $\widehat{42}$ Vgl. Bl. 102f. der Akten a.a.O

駿河台法学

後を継いだのは、

フォン・アルミン伯爵

(Graf v. Armin) である。

121 43 Vgl. Bl. 105ff. der Akten a.a.O.; ferner v. Kamptz, a.a.O., S. 124. そこでは代表委員会の構成員たちもまた指名されて

- 44 (一般記録)における株式会社に関する命令の起草に関するActa commissionis(委員会記録) 一八三八年の法律改訂(Gesetzrevision 1838 A no 10 (Geh. Staatsarchiv) Bl. 2ff.) のための司法省のActa generalia を参照せよ
- <u>45</u> 一八三九年五月一日のビショッフ草案、および、一八三九年一〇月一一日の委員会の最終草案を、Kommissionsak-
- $\widehat{46}$ ten a.a.O., Bl. 32, ならびに、Generalakten 1838 A no 10, a.a.O., Bl. 50ff., 71f.において参照せよ。 国家評議会記録文書Akten des Staatsrats IV Abtl. Finanzsachen 37 (Geh. Staatsarchiv) Bl. 194ff.および、 同
- 普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 よび他の記録に含まれる印刷物 Druckschrift S. 82.を参照せよ。 その際、委員会は、強くフランス法によって影響されていた。委員会は、 可能な限りあまりフランス商法典から離
 - より強い法律の変更は実行が困難であったからである。後には、ひとは、通用領域をしかしながら、フランス商法典 れないよう努力した。なぜなら計画された法律は、ラインラント諸国においてもまた通用すべきものであり、 (Code de Commerce)から独立であらんがために、ALR(das Allgemeine Landrecht)が通用する領域に制限した。
 - 48 な検討後に確定したのちに、通用領域を再び王国全体に拡大した。 国家評議会(Staatsrat)の合同部会の審議の際に初めて、ひとは、その法律がフランス商法典と矛盾しないことを詳 この後者の規定は、後にフォン・カンプツの発議によって再び変更された。 株式社団に関する一 般的な諸規定に関
 - 49 Vereine, Vol. I-I Regislaturverw. GenA. no 45—(Reichsjustizminist.) Bl. 142r.)° する司法省の一般記録文書における一一条についての一八四〇年三月五日の彼の鑑定意見を参照せよ . 5. 3. 1840 zu § 11 in Acta generalia des Justizministeriums betr. d. Allgemeinen Bestimmungen über die Aktien= (Vgl. sein Votum
 - 50 Akten d. Ministeriums f. Gesetzrev. A no. 10, a.a.O., Bl. 188ff., 192ff. じおける、 一八四〇年四月二

Vgl. sein Votum vom 5. 3. 1840, a.a.O., Bl. 139 zu § 1.

の鑑定意見およびとりわけフォン・アルフェンスレーベンによる一八四○年一○月九日の鑑定意見を参照せよ。そこで 一五日のミュ 123

- づけている。 これについては、一八四一年六月二九日の国務省の会議についての議事録27b(Protokoll 27b von der Sitzung des
- $\widehat{52}$ Staaatsrats vom 14. 6. 1843 in Akten des Staatsrats, Finanzsachen 37, Bl. 196ff., bes. Bl. 198 und Bl. 201)° Staaatsministeriums vom 29. 6. 1841 in Druckschrift, a.a.O., S. 38ff., 47)ならびにこれらの議決後に変更された草案の一 条を参照せよ。 一八四三年六月 〜一四日の国家評議会の会議に関する議事録を参照せよ(das Protokoll über die Sitzung
- 53 des Staatsrats, Finanzsachen 37, Bl. 59ff 物および一八三八年のオランダ商法典と一緒に鑑定評価のために提出した。Vgl. Druckschrift, a.a.O., S. 1, 59ff.; Akten 国務省の諸決議後に改変されたこの草案を、 国王は一八四二年一月三〇日に国家評議会に、フォン・ペール スの書
- <u>54</u> 55 ○月一四日の陛下の内閣命令をとおして承認された。Vgl. Akten des Handelsministr. Betr. Agen., a.a.O., Vol. II, Bl. Vgl. Akten des Justizministeriums betr. Aktienvereine, a.a.O., Vol. II, Bl. 通達は、Passow, AGen., 2 Aufl. (Jena 1922) S. 63 und Weinhagen, a.a.O., Anhang S. 43ff. に印刷されている。Vgl 15a ff., bes. Bl. 15e. . 決議は、 一八四 四年一

Auch Akten des Justizminist. betr. Aktienvereine, a.a.O., Vol. II, Bl. 16

第三章 普通ドイツ商法典に至るまでの株式法の発展

A. プロイセンにおける発展

る設立活動をほとんど全く瀕死の状態にもたらした。 は、 を襲った。恐慌は引き続く数年の政治的な事件によりさらにひどくなり、そして、一八四九年と一八五〇年におけ うにプロイセンにおいてもまた、設立活動は主として鉄道会社に拡大した。しかしながら保険会社および産業的 げることはできなかった。このことは、第一に、イギリスにおける設立活動の結果であった。イギリスにおけるよ 企業もまた、影響されずにはとどまらなかった。他方では、 承認 八四三年一一月九日の法律は、 (Genehmigung) の付与についてかなり控えめな態度をとった。政府は、 株式会社の設立に活気を与える効果をもった。一八四八年までは、 一八四七年には、 また、設立時代に続く恐慌が しかし、 設立活動 0 むろん政 増 加 ドイツ を妨

ビリエをとおして惹起された設立熱との関連においてその頂点に達した。 なかった。すでに一八五五年には、 れとともに五十年代初めの新規設立数の急速な上昇であった。 短期間 ストリア= 閣の執行全体をもまた引き受けた。その結果は、認可システムの取り扱いにおける著しい緩和であり、そして、そ 一八四八年の革命と結びついた経済政策的な転換が、設立活動の新たな飛躍のための基礎をなした。 偉大な設立者たる人物であるハンゼマンとカンプハウゼンが商業と営業の管轄を有する省のみならず、 イタリア戦争との関連における差し迫った戦争の危険をとおしてさらに本質的に先鋭化し、そして崩壊 設立活動は再び増加し、 一八五六年およびとくに一八五七年にはクレディ クリミア戦争は、 その後一八五七年ない ただ短い中断をもたらしたにすぎ し五八年に、 その当時、 ・モ 内

の全体数を結果として有した痛烈な恐慌が続いた。

テル 形の支払いのために連帯的に責任を負うような私的紙幣発行銀行のみが許されたところの〉一八四六年に大臣ロ たちにすぎなかった。 しては外部に現れなかった。しかしながらそのような大きな信頼を持ちえたのは、 財産全体の所有権者であり、それゆえ匿名組合員はただ彼に対する人的な請求権だけを有するが、しかし組合員と 八五一年におけるベルリン信用銀行の承認を求める彼の請願の拒否の後に、割引会社を大規模な株式匿 特権が除去された後には、そのような企業を設立することはほとんど不可能であった。ただハンゼマンだけが、 発券銀行が設立されていたことをとおして強化された。認可されない株式会社という古い形態においては、(生) 求める活発な需要が存在した。その設立に対する刺激は、プロイセンの外では既に一部分うまく行ったいくつかの ど与えられなかった。そのことが注目すべき法発展への動機であった。当時、資本会社の形態における銀行制 府は銀行計画に対して非常に冷淡な態度をとったので、プロイセンにおける株式銀行のための国家的承認はほとん 手形の発行の権限を伴う私的銀行の設立〟に関する規範的命令を制定した。それは、〈それによれば株主 紙幣発行銀行 でも大規模資本会社が設立されうる〉 (stille Gesellschaft auf Aktien) として設立することができた。そこでは、 銀行設立は一見緩和された。 (発券銀行Zettelbank) の提案により発せられた内閣命令に代わって登場した。しかしそれでもなお、 実際には、銀行は、株式合資会社の登場によって初めて、〈その助けにより国家の承認なし ハンゼマンの発起によって、 会社形態が自由に使えるようになったのである。 の承認を求めるあらゆる請願は拒絶された。一八四八年の革命との関連にお 国務省は、 彼は、 一八四八年九月二五日、"無利息約束 営業保有者として、 ハンゼマンのごとき僅かな人物 その後もまた、 同時に会社 が約束手 名組 しか 政

この発展の例外をなしたのは、ただ銀行営業のみであった。一八四八年までには、この株式会社の形態における

株式合資会社

(Kommanditgesellschaft auf Aktien)は、その成立をプロイセンにおいては大部分、

ひとが十九

駿河台法学

の中ごろに商

事組合

(商事会社Handelsgesellschaft)

の資本的側面を次第に多く前

面に押し出

したという事実

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 草案は、 まったく別の安息所へと旋廻していたであろう。 る。 ようと試みた。 と呼んだ。 たちは、 むしろ人的に責任を負う組合員を企業の唯一の所有者とみなした。草案が会社財産を特別財産とみたことによって、 七条は匿名組合にも関係した。それをとおして草案は、この会社形態を完全に変更したのである。従来ドイツにお 定した。プロイセン政府がまず最初にすべての商事会社を組合とみなしたとするならば、 それゆえ草案八七条において,あらゆる商事会社はそれ自体として,独立の権利・義務およびその特別財産を有 して取り扱うことは 破産条例の作成においてもまた、三五条において商事会社の会社財産を広範に個々の社員の私有財産から分離させ に負っている。 トにおける帝国司法省草案 いて通例であった解釈によれば、 この草案の諸 それは裁判所に訴えまたは訴えられることができる。 匿名組 が しながらいまだ認識せず、そして、それゆえこの会社をその後も〝匿名組合 規定の基礎に置 合を外部 ひとは会社財産を、 一八五七年の商法典草案においては、 **『商階級の生活と諸見解とは矛盾』に立つ、と信じた。フランス法と一八四九年フランクフル** に向 (Entwurf des Reichsjustizministeriums in Frankfurt von 1849) かって法的意義を有する合資会社へと転換させたのである。 いれれ 匿名組合は、 た匿名組 商事会社の本来の基礎を構成する特別財産とみなした。 合につ 対外的にはそもそもひとつの組合としては現れなかった。 政府は、 いての解釈における交替は、 ひとはさらにすら進んだ。ひとは、 いまやすべての商事会社を法人と見たのである。 それはその名において土地と債権を取得しうる。 実務においても実現された。 そのことを草案の起草者 商事会社を通常の組合と (stille 政府は、 一八五 に依拠して、 五年五月八日の それによっ ひとは 草案八 と規

が従来匿名組合として知っていたものは、

いまや、

すでに法律的な基礎が存在することなく、

合資会社となった。

まさにフランスの株式合資会社(société en commandite par actions)におけるごとき関係が存在したからである このプロイセンにとって新たな会社形態は、 いまや容易に合資会社へと構成されえた。 なぜならいまや諸 そのためには、すでに言及された破産条例三五条が妥当した

それらはその年以来プロイセンにおいてもまた、とくに銀行設立のもとに見出されたのである(2) 一八五五年の破産条例の効力発生以来は、従ってそのような会社の設立のための諸条件が存在し、そして、

株式合資会社は、

〈それらが認可義務

(Konzessionspflicht) の回避のために用いられることができたゆえに〉

株

従って維持すべきかどうかの問題が提起された。認可義務に反対して幾人かの人々が発言した。ひとは、プロイセ ンスにおける発展が示した。それゆえ政府にとっては、政府が株式合資会社の認可の自由をフランス法の模範に 式法に強く影響を与えることができた。いかなる程度においてそのことが可能であったかを、まさにその当時フラ

ン草案との一致においてすべての商事会社はその性質上法人であると認識したとすれば、認可システムのための法

状態は、 団体(Gemeinen) う意味を獲得した。 を株式会社として認可すべきであるかどうかの問題が、株式会社に関するプロイセンの法律の時代とはまったく違 的な理由は存在しなかったのである。しかし組合説と擬制説の信奉者たちにとってもまた、その間に、 しかしながら基礎的に変更した。なぜなら一八五〇年一月三一日の憲法証書六二条によれば、 の諸権利およびさらなる諸権利を特権として付与することができた。一八四八年の革命以来、 当時は、 国王が立法者であった。国王は、いつでも特別法の方法で社団(Korporationen) 国王は、 国家は会社 Þ Ь

王は、 特別の特権と解釈されたものが、それによってただ、いまなお〝国家において承認された諸原則に従って、 はや唯一の立法者ではなく、国王は、すべての法律について部会(Kammer) もはや独立に特別法を制定することができず、 ただ行政行為のみを行うことができるのみであった。 の同意を必要とした。その結果、 以前 会社は 玉

駿河台法学

127

128 株式会社として登場することができる権利を有するという儀式的な宣言』にすぎないものとなった。この意味にお称式会社として登場することができる権利を有するという儀式的な宣言』にすぎないものとなった。この意味にお ける認可システムが正当とされるかどうかについては、争われた。とくにひとは、ブレーメンとハンブルクにお

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 ちは、 par actions) 影響を要らなくするために、起草者たちは、一八五六年七月一七日の〝株式合資会社(les sociétés en commandite 不都合を十分な方法で予防するために、そして、認可システムにおいて存在するそこにおける定款の形成に対する 式合資会社の設立をフランスの模範に従って承認義務に服せしめないことに決心した。フランスにおいて示され しに設立することを求める強い需要が存在するということに至った。それゆえプロイセン草案の起草者たちは、株 行計画に対する政府の冷淡な態度への顧慮をもって、少なくとも合資会社の形態においてそのような施設を承認な て、対立するシステムについて、株式会社の設立が自由になった後に、数年来、良い経験をした。すべての株式銀 "監査評議会 に関する』フランスの法律に依拠して、株式合資会社の内部組織をさらに構築した。とくに起草者た (conseil de surveillance) * の模範に従って、 経営管理評議会(Verwaltungsrat) を不可欠の

においては る業務執行 を制定することを中止した。 かどうかは コントロール機関として導入した(草案一五八条)。その場合、起草者たちがこの委員会を経営管理評議会と呼ぶ の監督において、および、年次決算書等の検査において、存すべきであった(一六五条)。 ひとは、 実質的な変更を意味しなかった。 これに対して、 認可システムを維持し、そしてそれゆえ、 その最も重要な課題もまた、。その経営管理のすべての 内部組織の形成のために強行規定 株式会社 門におけ

1 Vgl. Wirth, Max, Geschichte der Handelskrisen, 3. Aufl. (Frankfurt 1883) S. 223ff. それによれば、 ドイツにおいては、 イギリスにお

ては一八四五年七月一六日だけで六五の鉄道特許状 (Reisenbahn=Bills) が国王の承認を得た。 6

年までに二七の鉄道株式社団が一四二万六千ターレルの資本金をもって設立された。Vgl. ferner Hansen, a.a.O., Bd.1, S. たな設立の数はきわめて低かった。ワインハーゲン(Weinhagen, a.a.O., S. LVIII)によれば、プロイセンにおい 一八四四年には七つの、一八四五年には二〇の株式社団が設立された。エンゲル(Engel. a.a.O.)によれば、一八五〇 ては、

- には、プロイセンにおいては一八の株式社団が建設、冶金工場、製塩所に捧げられた。 らの中には、いくつかの運送保険会社が見られた。Vgl. ferner Engel, a.a.O. それによれば一八二六年ないし一八五〇年

かくしてプロイセンにおいては、一八四四年ないし一八五〇年において一一の新たな保険会社が設立された。それ

2

- 3 二年間においてはそれぞれ三件のみに沈んだのである。Vgl. Weinhagen, S. LVIII. 一八四八年には、いずれにせよさらに一〇件の新設立が指摘されなければならなかったので、この数字は引き続く
- 4 Vgl. hierzu Hansen, a.a.O., Bd. 1, S. 606
- 5 Vgl. Mevissen bei Hansen, Bd. 2, S. 519f
- 7 らない。 Vgl. Hansen, Bd. 1, S. 648ff, Bd. 2, S. 526ff. ンによるダルムシュタット商工業銀行(Darmstädter Bank für Handel und Industrie)の設立もまた遡られなければな 動の断念のための諸理由が挙げられている。 Vgl. Plenge, Gründung und Geschichte des Crédit Mobilier (Tübingen 1903) クレディ・モビリエには、

Vgl. Mevissen bei Hansen, Bd. 2, S. 523 sowie S. 530. そこでは、フランスとイギリスにおける凶作とは別の、

設立活

- 一八五一年には一二の株式社団が設立され、一八五二年には一一、一八五三年には三二、一八五四年には一二、一
- 八五五年には一四、一八五六年には三一、一八五七年には、この年にすでに始まった恐慌にもかかわらず三八もの株式 !団が設立された。Vgl. Weinhagen, S. LVIII

10

des Justizminist. betr. Actienvereine, a.a.O., Vol. II, Bl. 155 und Hansen, Bd. 2, S. 537, 543ff

Vgl. den Zirkularerlas vom 21, 11, 1857 betr. die Aussetzung der Bestätigung der Statuten von AGen. In Akten

11 それをとおして新設立の数は一八五八年においては一四件に減少し、引き続く五年間には、八、七、六、 五そして

四件に減少した。

12 商務省のその他の記録文書を参照せよ 規範的諸規定は、Weinhagen, Anhang S. 43ff.において印刷されている。私的銀行の設立による諸規定に関しては、

<u>13</u>

Vgl. Mevissen bei Hansen, Bd. 2, S. 522

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 14 それによれば、 国家学辞典(Handwörterbuch der Staatswissenschaf, 4. Aufl., Bd. 2, S. 191f.)における *銀行* の項目を参照せよ。 一八五七年には、二〇のドイツの領土において三〇の発券銀行が存在した。

<u>15</u> gesellschaft (Geh. Staatsarchiv) Vol. I, Bl. 14ff.; からいHansemann: Das Wesen der Diskonto=Gesellschaft und ihre Bebanken Deutschlands, Bd. I(Köln 1858)S. 158に印刷されている。 nutzung (Berlin 1852) sowie Bergengrün, S. 661. を参照せよ。定款は、Hocker, Sammlung der Statuten aller Aktien-これについてはAkten des Handelsminist.betr. Aktienbanken, a.a.O., Vol. II.そして割引会社については、Diskonto-

<u>16</u> sellschaft)の債権者たちは、組合の共同財産 権利を有する。』と規定している。 ゲゼッツ・ザンムルング Ges. S. 1855, S. 321ff. 三五条 8 35は、*共同の商号のもとに存在する商事組合 (組合財産Gesellschaftsvermögen) から彼らの別除された満足を求める (Handelge-

<u>17</u>

Motive, S. 47

18 Anm. 6 und S. 331によれば、 一八五六年の終わりには、 (Kommanditgesellschaft auf Aktien, KGaA.)に組織変更された割引会社(Diskonto=Gesellschaft)、ベルリン商事 すでに六つのかなり大きな株式合資会社が存在した。それらは、一八五六年に株式合資会 Anschütz in Jahrb. d. gem. Dtsch. Rechts v. Becker und Muther, Bd. I (1857) S.

て通常の合資会社の性質を担っていた。 ある。それと並んで、さらに若干のもっと小さな株式合資会社が存在した。それらは、しかし、もっと強い程度におい 行社団(Schlesischer Bankverein in Bleslau)、そして、マグデブルク商事会社(Magdeburger Handelskompagnie)で ルクにおけるプロイセン商事会社(Preußische Handelsgesellschaft in Königsberg)、ブレスラウにおけるシュレジア銀 (Berliner Handelsgesellschaft)、ベルリン商品信用会社(Waren=Kredit=Gesellschaft zu Berlin)、ケーニヒスベ

- <u>19</u> いた社団権の付与に関する法律(Gesetz über Verleihung von Korporationsrechten)は、一度も公布されなかったから それについては、 憲法証書(Verf.=Urkunde)二一条もまた何ものも変更しなかった。なぜならそこで見込まれて
- 21 大していたのに対して、草案一五八条一項および二項は、内容的に正確にフランスの法律五条に対応していた。 Vogt in Zeitschr. f. Handelsr., Bd. I, S. 488; vgl. auch Schäffle in Deutsche Vierteljahresschrift 1856, Heft 4, S. 一六五条が経営管理評議会(Verwaltungsrat)の監督権限をフランスの法律八条と九条に対してさらにいくらか拡

20

B.その他のドイツ諸国における学問と実務

駿河台法学 むしろ擬制説と組合説が、いまなおいつでも支配していた。とくに組合説は、トェール(Thöl)において重要か つ影響力のある擁護者を見出していた。商法典のオーストリア草案もまた、いまだまったく組合説の地盤のうえに(ミニ)

プロイセン草案は、その他のドイツ諸国とは、学問と実務の立場にただ一部分だけ対応していたにすぎなかった。

みなされた。実務もまた、一部分はまだまったく組合説の地盤の上に立っていたか、あるいは、そうでなければ擬(A) たからである。会社財産は、むろん個々の社員の私的な債権者たちの掴取に直接には服さないところの特別財産と 立っていた。なぜならそれによれば、すべての商事会社(Handelgesellschaften)は、 組合 (Sozietäten) であっ

制説に従ってい

いたのである。 (26)

hre von den subjektlosen Rechten)は、大きな影響力をもたなかった。この説もまた株式会社に対する組合法の それと並んでヴィントシャイト(Windscheid)によって一八五三年において基礎づけられた無主体権 の理論

の説においてもまた、 特別の権利主体とみなされたこのような財産の範囲が法人という範囲よりも非常に広く引かれる結果を有した。こ(②) ゆえに、 ントシャイトは、 適用に反対しなかった。なぜならそこでは、擬制説の更なる発展のみが問題となったにすぎないからである。 そのことの代わりに財産そのものを財産関係の主体とみなすことを正当とみなした。そのことは、 法人は〝財産関係に存在と一体性と〟を与えるために奉仕することから出発した。そして、それ したがって、 組合と法人としての株式会社の間の差異は、 ヴィ

認識されなかった

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 づけず、 一八 ある報告書の中で、 なり強い ゲノッセンシャフト説は、しかしいまだ大規模な流布を見出さなかった。学問においては、 ブルンチュリー ただゲノッセンシャフト説のみが、その後もまた、 、四五年二月一三日の判決の中で、 |国法は…… · 反響を見出した。そこでシュトゥットガルト上級裁判所は、 他方では、 (Bluntschli)においてこの説の新たな擁護者を見出した。実務においては、(ミロ) 〈一方では、 株式会社はその性質上法人である、という見解を主張した。 しかし徹底してたんなるソキエタス ウニヴェルシタス・オルディナータ(universitas ordinata秩序正しい 広範にベーゼラーによって設定された説に従った。 組合説を株式会社の本質に合致しないものとして拒絶した。 (societas組合) 一八四五年一〇月一 またはコンムニオ さらにイェ その説においては 四日の司法省に向けての ーナ上級控訴裁判所は 一八五三年にはじめて、 (communio) それに反対して、 ,団体) とは

のそのようなローマ人には知られていない会社形態〟を知っていること、そして、ひとは〝⟨ことがらの必然性と なされないが〉〈しかしその法律関係に関しては対外的に徹底して単一体として把握されなければならない〉 〉一定 22

たのである。

(3) ここでは、Lutz, Protokolle der Kommission zur Beratung eines ADHGB, Beilage=Bandに印刷されている"修正草 もまた、株式会社のために組合説を主張した。

Thöl, a.a.O., S. 165ff. プファイファー (Pfeifer, K., Die Lehre von der juristischen Person, (Tübingen 1847) S. 39ff.)

駿河台法学 案 に従って引用されている。 草案の八〇条・九〇条、および、ドイツ諸国のための一般民法典(Allgemeines Bürgerlichen Gesetzbuchs

deutschen Länder)の一二〇二条を参照せよ

- <u>25</u> Oberhandelsgerichts Mannheim vom 11. 2. 1858 in Zeitschr. f. Handelsr. Bd. 2, S. 151ft.を参照せよ Ov. Gierke, Genossenschaftstheorie, S. 40および、そこに引用されている諸判例、とくに、die Entscheidung des
- 133 <u>26</u> Entscheidung des Obertribunals zu Stuttgart vom 11. 2. 1857 in Seuff. Archiv, Bd. 12, Nr. 58, S. 73ff.

<u>27</u> Gesetzgebung, Bd.I S. 181ffにおける "Die ruhende Erbschaft und die vermögensrechtliche Persönlichkeit (休止して ヴィントシャイト(Windscheid)は、その説を休止している相続財産という手段によってKrit. Uberschau d. dtsch

印した。 八五七年にベッカー(Bekker)とブリンツ(Brinz)である。ブリンツは、それから後に"目的財産"という表現を刻 いる相続財産と財産法的人格)』という論文の中で展開した。彼に従ったのは、 一八五六年にケッペン(Koeppen)、

でのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 28 29 そしてベッカーは、"金銭証券(Geldpapiere 紙幣)" においてすら、そのような目的財産を見出した。Vgl. Bekker Windscheid, Die actio des römischen Zicilrechts (Düsseldorf 1856) S. 233

in Jahrbuch d. gem. Dtsch. Rechts von Bekker und Muther, Bd. 1, S. 296f

30 Bluntschuli, Deutsches Privatrecht (München 1853) Bd. 1, S. 110

31 プファイファー(Pfeifer, a.a.O., S. 166, Anm. 1.)によって報告されている。

34 33 Seuff. Archiv, Bd. 1, Nr. 54, S. 58ff.における一八四七年一月のドレスデン上級控訴裁判所の判決も類似のものである。 Seuff. Archiv, Bd. 6, Nr. 2, S. 6

22, S. 47f. Vgl. Entscheidungen aus dem Jahre 1852, Seuff. Archiv Bd. 6, Nr. 2, S. 2ff. und vom 29. 9. 1855 (Seuff. Blätter, Bd

C. 普通ドイツ商法典

1.

ニュルンベルク会議の基礎的立場

普通ドイツ商法典に至るま

36

Seuff. Archiv Bd. 12, Nr. 58, S. 73ff., bes. S. 74f.

35

32

Seuff. Archiv, Bd. 1, Nr. 314, S. 326ff., bes. S. 329

構成されていた。 の基礎においたが、その場合、 でニュルンベルクにおいてその審議を行った(いわゆるニュルンベルク会議)。 立てに基づい て一八五六年一二月一八日に委員会を設置した。そしてその委員会は、一八五七年から一八六 その作業には、 しかしオーストリア草案に〝完全な顧慮〟を向けたことに言及することを必要とす 個別的にはもちろん立ち入ることはできない。 会議は各ラント政府の代表者から 会議はプロイセン草案をその審議

普通ドイツ商法典の作成の目的のために、フランクフルト・アン・マインにおける連邦議会は、バイエ

ル

ンの

る。

張された。 はないことの〕代わりに何とみなされなければならないかは、明らかにされないままであったからである。 らそれによっては、 商号のもとに権利を取得し義務を負担しうる。。 ことに合意した。それは非常に争われた定式化であった。 商事会社は法人であるべきである〉とするプロイセン草案八七条の審議の際に、この問題の活発な詳論に至った。 回答することであった。そのことは会議にはただ一部分だけ成功したにすぎなかった。 ひとは、 合名商事会社 それゆえ、詳論をまず最初に合名商事会社に制限し、そして、最後に『合名商事会社は会社の 〈ただ合名商事会社は法人ではないこと〉のみが言われており、 の際におけるニュルンベルク会議の最も重要な課題の一つは、 (offene Handelsgesellschaft) においてはことがらは株式会社におけるとは違うことが主 商事会社の本質に対する問 合名商事会社はその 開始と同時に、 〔法人で なぜな

駿河台法学 135 式匿名組合 がドイツ法の匿名組合 (die stille Gesellschaft)とはやや異なるものであることを誤解していた。 (stille Gesellschaft auf Aktien)。の本質について何の思想ももたず、それを匿名組合の特別な現象形 また、

このフランスの合資会社 (合資組合 Société en commandite) から模倣された匿名組合 (stille Gesellschaft)

合名商事会社と、

ひとは、まず最初にプロイセン草案の匿名組合

(stille Gesellschaft)

を同列においた。

ひとは、

匿名組

*"*合

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 を委⁽⁴²⁾ ある。 とができた。そしてまた、そこにおいても、それゆえ、ただ〈それが法人ではないこと〉だけが確定されたので gesellschaft) して独立にその権利と義務を有する〟と規定された〉草案を提出した。この提案は、 規定を八七条、 株式合資会社を取扱った。それゆえ、 名会社の変種を認めたにすぎなかった。同様に、ひとは、 いては、 諸規定を商事組合に関する章から引き出し、そして、それらの規定を特別の章における当座組合 の まったく不明確のままであったのは、 その段階でもまた、 Ϊ́Ξ 審議にお 匿名組合。 〝新匿名組合〟に関する諸規定をおいた。〝株式匿名組合(stille Gesellschaft auf Aktien)〟に関する章にお (Kommanditgesellschaft) * と言うことにとどまった。 ひとは大きな変更をもはや必要とはみなさなかった。 第二 いてそもそも詳論しなかった。 と一緒に取り扱った。その代わりにひとは、 八九条ないし九〇条は株式会社のために掲げなければならないかも、を、 回 の間を区別しなければならないことを認識した。今になって初めて、 [審議の際に、 ひとは、合資会社の本質について何の考えももたなかった。ひとは、 それに基づいて編集委員会は、 株式合資会社もまた、会社の商号のもとに権利を取得し、 最後に、 ただ審議 株式会社の本質についての問題であった。 の最後に、 当時の解釈によればただ合資会社の変種にすぎなかった いまや合資会社 ひとは、 ひとは、 〈その一九○条におい 至るところで、匿名組合、 〈そもそも ″そしていったい (Kommanditgesellschaft) と呼んだと て、株式会社はそのもの 五名の出席委員のうち、 ひとは、〃旧 編集部に その問 合資会社 義務を負担するこ 問題を、 の代わりに (Gelegenheits= ″考慮すること の 匿名組合。の 中にただ合 ひとは最 かなる諸

意したものであった。 彼らもまたそれゆえ組合説の信奉者であり、 一九〇条においてただ会社財産は特別財産であ

〈彼らがそれによって株式会社を法人とは認めない〉という明示的な留保のもとに提案に同

"いく人かの委員"は

よってすでに非常に強く影響を受けていたので、ひとは、後に草案一九○条に対応する普通ドイツ商 は調和しなかった。 らのみ理解されなければならない。すべての商事会社において法人を認めたプロイセン草案とは、そのような規定 は〝会社の財産に対する割合的持分〟を有する(一二六条)〉という規定が見出されることは、この基本的立場か 定においてもまた、 上が組合説の地盤の上に立っていたのである。 るという組合説 実際にニュルンベルクにおいてまだ委員の多数が組合説から出発したことは、 の解釈の確認のみを見出した。 他方では、普通ドイツ商法典は、擬制説またはゲノッセンシャフト説を主張した代表者たちに 表現された。それゆえ、商法典の中にオーストリア草案の一一二条に依拠して それゆえ、この規定の議決の際には、すべての出席委員の過半数以 普通ドイツ商法典のその他 〈あらゆる株主 0の諸

駿河台法学 第22巻第1号 (2008) 新たな発展の始まりを打ち立てた〉ことから出発した。しかしながら実際には逆であった。それは、 とした〉と主張したのである。学問は、 着点であった。その公布後に始めて、ゲノッセンシャフト説は、ドイツにおいて支配的となったのである。 度自らを貫徹させた最後の法律であった。そして、それによって株式会社の本質をめぐる大なる争いにおける終 (ADHGB)二三一条の援用のもとに、絶えず繰り返し〈立法者はそれによって株式会社を法人として承認しよう 株式会社の本質に対する問いにおけると同様に、株式会社および株式合資会社の認可の必要性というそれと関連 時おりほとんど一般的に〈普通ドイツ商法典は二三一条において意識 組合説がもう

する問題においてもまた、

されたのである。それゆえひとは、〈それによれば株式会社は承認義務に服するが、株式合資会社は服さないとす

明確な決定には至らなかった。問題は非常に争われたので、

合意に到達することは排除

138 務に る 株式合資会社に関する諸規定の第二回の審議の際に、ひとは、統一性の諸理由から、株式合資会社を同様に認可義 プロイセン草案に暫定的に従うこと、および、異なる規律をなすことは個々の国家に委ねることを、 〈個々の国家はそれと異なる〔定めをする〕ことが許される〉との留保をもって服せしめることを決議した。 決議した。

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 た。なぜならひとは一般に、このドイツにおいてはまだほとんど知られていない〈フランスにおいてはまさによう しかしながらひとは、認可の自由と結合された危険と戦うという目的をもつ諸規定をいまや抹消することを拒否し やく非常に不利に発展してきていた〉会社形態に対して、強い嫌悪をもっていたからである。そこで、 株式合資会

社の内部組織は、普通ドイツ商法典の中で株式会社の内部組織よりもはるかに非常に強く構築されることになった。

37 ただ海商法(Seerecht)だけがハンブルクで審議された。

39 Vgl. hierzu Prot. S. 154ff., , 274ff

38

Vgl. Protokolle, a.a.O., S. 1, 6

 $\widehat{40}$ Vgl. hierzu Prot. S. 1030ff., 1077ff., 1146ff

Vgl. Prot. S. 1117 unter Art.164 und S. 1154 unter Art. 164

41

 $\widehat{42}$

Protokolle, S. 373.

 $\widehat{43}$ Vgl.以下については、Prot. S. 1039

44 Vgl. Hermann, a.a.O., S.94f.; Renaud, a.a.O., S. 187f

45 この点につき Prot. S. 314ff. とくにハンブルク代表委員の提案 S. 320ff. を参照せよ。

46 Vgl. Prot. S. 1114f

であった。なぜなら当時、 立っていたのではなく、 式会社の内部組織の問題を扱う、ただわずかな規定のみが見出される。株式合資会社と株式会社は体系的な関連に (Aufsichtsrat) それらの成立を、まさに現象として現れている不都合に立ち向かうという努力に負うもの しばしば十分に、議決権の助けにより、または、設立の際の定款の対応する形成をとお に関する諸規定を別とすれば、 普通ドイツ商法典においては、 株式合資会社 および株

して、会社における標準的な影響力を長期間確保することが試みられたからである。企業がではなく、 あること(プンクト三三)を確定したときに、試みた。一八五七年のプロイセン草案もまた、これらの諸規定のう 特別に重要な決議が指示されなければならないこと(プンクト三一)、そして、決議のためには絶対多数が必要で gung) において、 ばならなかった。そのことをすでにプロイセン国務省は、 れる地位が、設立者たちにとっては本質的であった。これらの陰謀から、まず第一に、 一定の少数者が株主総会の招集を要求しうること(プンクト二九)、株主総会の招集においては 同省が一八五六年三月二九日に回状指令(Zirkularverfi 少数株主は保護されなけれ 良く支払わ

どのように議決権は疑いのあるときに確定されなければならないか、に関する諸規定が挿入された。 らをただ本質的にではなく補充したのである。そして株主総会が招集されることをだれが要求しうるか、そして、 任解除の付与を保証すべきであった。これらの諸規定をひとは、ニュルンベルク会議の際に引き継ぎ、そしてそれ cheinlagen)等の検査と評価の権利を有することを規定した。最後に、一九六条は、正規の計算、 ちの最初の規定を含んでいた。さらにその一五九条と一八三条は、会社の設立の際には、株主総会が現物出資 計算の検査、

第22巻第1号 (2008)

駿河台法学 139 役会に関するそれであった。なぜならそれらの規定をとおしてドイツの法律において初めて、経営管理の一定の編 株式会社およびまた株式合資会社の内部組織に関する普通ドイツ商法典の最も重要な諸規定は、 疑いもなく監査

の誤

「った解釈にその成立』を負っているのではない。 (si)

ッ

議 b 成が企てられたからである。それらもまた、二つの会社形態の内部組織を体系的に構築するという意図に基づ の Ō 編集委員会の軽率と無分別をとおしてのみ法典の中に入り込んだ』ものではなく、そして、監査役会は ではなかった。 他方では、 監査役会は、 しかしまた、 パッソウ (Passow) が言うように ″ニュルンベ ル ″

お パ いては、 ´ソウが 徹底して一貫していたのである。 "監査役会 (Aufsichtsrat)』と言う表現はドイツにおいてはニュルンベル

むしろこの機関の創造は、

商事会社についての当時の

解

ク会 W

た

連

ク会議に至るまでは

非

間

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 彼は、 とは にまれにしか登場しなかったと述べるとき、それは正しい。 らコントロ 題となるからである。そのことが、まさに問題であった。それゆえ例えば、 はならない。 一に監督機能 明 この要求を全く一義的に表明した。彼がコントロール機関を〝経営管理評議会(སྡུན) 7瞭に表現されている。 (53) 1 なぜなら呼び名が問題なのではなく、 ル機関の諸機能の厳格な境界設定に最大の価値を置いた。既に一八三七年の彼の書物の中で、 (Überwachungsfunktionen) を行使するこの機関がその当時の時代に知られていたかどうか 八五 二年の割引会社 この機関の意味が知られていたかどうか、 (Diskontogesellschaft) しかしそのことに対しては、大きな意味が付与され ハンゼマンは、 の本質に関 (Verwaltungsrat) > する書 指導的 したがって、 物 |機関 0 单 でもまた、 の 諸 まず第 と名づ そのこ 機能 が、

口 1 ル 機関であった。 ニュルンベル ク会議の議事録においては、 数名の代表者がその中にコントロ 1 ル 機関を認め

たことが、 明 (瞭に表現されている)(55)

そうでない場所でもまた、

実務をとおして作られ

た経営管理

評

議 会は、

業務執

行機関

か

ら鋭く区

別され

た

コント

1

D

1

ル機関に構築しようとした。

けたことは、

そのことについて何ものも変更しない。

同様にメヴィッセンは、

経営管理

『評議会を多くの場合にコン

案からほとんど文字通り引き継がれたものであることは、すでに言われて来ている。 人々には、拡大されない、という規定を含んだ。最後に、一八五六年のフランスの法律は、「監督評議会 て、一八五七年のプロイセン草案(一九六条)においては、計算書類の検査のためおよび取締役の責任解除のため 五条)、一八四九年の帝国司法省の草案(一〇一条)、一八五三年のザクセン民法典草案(一三五六条二項)、そし の他の法律草案においても、 にあるところのいわゆる,コミッサール(委員Kommissare)、に関する諸規定を含んでいた。さらにひとは、そ ン法律の第一草案は、一八三八年のオランダ商法典に依拠して、その諸機能が取締役会の監視 survaillance) 〟を知っていたこと、そして、これらの諸規定は株式匿名組合に関する章におけるプロイセン草 経営管理に参加するだれかが選ばれるべきではないが、 継続的なコントロール機関を考えていた。一八三九年のヴュルテンベルク草案 しかしこの禁止は、"経営管理に監督を行使する コントロール機関 (Beaufsichtigung) の制度は

そのようなコントロール機関は、

法律草案の中にもまた規定された。すでに株式会社に関するプロイセ

駿河台法学 第22巻第1号 (2008) ことから出発したので、 それゆえ実務および一八五七年前の諸法律草案とは決して疎遠なものではなかった。 ながら経営管理評議会(Verwaltungsrat)という名称は保持しなかった。なぜならこの名称は、匿名組合 その助けにより株主がつねに企業指揮に対するコントロールを行使しうる手段を株主の手に与えるために〉 ロール機関を強行的に規定しなければならないと信じた。会議は、ここでは、プロイセン草案に遡ったが、 ニュルンベルク会議は最初、株式合資会社(Kommanditgesellschaft auf Aktien) 会議は、 定款の形成に対する国家の影響力の脱落のための代償として、 は承認義務に服させられない 〈それによって、

141 礎づけられないゆえに〉経営管理には何の参加もしてはならないであろう、というニュルンベルク会議でたびたび

においては匿名組合員は対外的には出現せず、少なくともしかし〈さもなければその有限責任は基

Gesellschaft)

表明された見解と矛盾したからである。

経営管理評議会という語をとおして、

ひとは、

しかしまさに、

あたかもこ

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 とより多くコントロールする会社機関との間を正確に区別することへと到達することを試みた。 に繰り返し議 きはある機関のために、 役会(Vorstand) を行使する状態におくべきものであった。とりわけしかし経営管理評議会から監査役会へという名称変更は もまた、 従って監査役会に経営管理的諸機能をもまた承認したとき、ひとは、その名称を変更する動機をもはやもたなかっ てこの提案を〝株主は匿名組合員として本来経営管理してはならない〟ことをもって基礎づけたときに、徹底して(ミタ) 経営管理 いう表現に依拠して、 の機関 (stille Gesellschaft auf Aktien)に関する諸規定の最初の審議の際に、"編集部の覚書』の中で、"監督評議会』と 貫していたのであった。ひとがその後、第二読会において合資会社の本質をより多く練り直し、そして、 *株式匿名組合 * に依拠して、ひとはそこで株式会社についてもまた監査役会に関する諸規定を行った。 |が存在したことが示された。 とくにその最も重要な機能は従来どおり人的に責任を負う社員 が実際上、 無思慮な模倣が問題となったのではない。むしろこの機関は、 評 :議会 「論となった。そしてその都度ひとは、 (Verwaltungsrat) という概 経営管理的活動を行ったかのごとき印象を惹起したかもしれない。 ひとは "経営管理評議会" あるときは別の機関のために、 念の明確化に役立った。 取締役会(Vorstand) 執行評議会 の代わりに、監査役会、と言うべきであるという提案をし、 (Administrationsrat) 取締役会概念の明確化の目的のために業務を執行する会社 最初の審 のもとに何が理解されなければならないかについて、つね 用いられた取締役会(Vorstand)、 「議の際に、 (組合員) 少数株主を業務執行に対するコント などの概念について非常に大きな不明 すなわち、 の監督に存したのである すべて実務におい ある代表が、 取締役団 ひとは、 株 (Direktion) 式匿名組 それゆえ、 それに ここで あると

口

ル

取締 Ì

取締役会は、

その法律行為をとおして〈そしてそれも彼が内部関係においてその権利を有するかどうかを顧慮せず

関

従ってこの監視権を株主のために行使する委員会を監査役会と名づけることは、特別に自明なことであった。それ すでにニュルンベルク会議の多数〔の代表〕が、当時株式会社を組合とみなし、そして、責任の種類において株式 の権限を対照させることをとおして十分に相互に限界づけることで足りた。 株式会社にとって義務的となすことを断念した。取締役会と監査役会の諸権限の明確化のためには、ひとがそれら と並んで、ひとは、その後もまた、経営管理評議会の構成を許し(ADHGB二一三条二項)、そして、監査役会を 会社とその他の商事会社との間の唯一の本質的区別を認めたゆえに、疑いのないものに見えた。まさにそれゆえに、 の諸機能を書き込むことをとおして、明確な概念を作ることを試みた。その場合、監査役会という概念の引継ぎは めて編集委員会は、,取締役会〟と,監査役会〟という二つの一義的な表現の使用をとおして、そして、 ントロールする機関について同様に諸規定を法律の中に採りあげるという提案を提出した。この提案に基づいて初 いずれにせよ株主の監視権 会社に直接に権利を与え義務を負わせるべきであることを確定した。同じ理由から、ある代表は、より多くコ (Aufsichtsrecht)を株式会社の株主の最も重要な権利とみなすこと、そして、それに 監査役会

駿河台法学 う非難を提起することはできないのであって、ひとは、この機関がまったく自然に商事会社についての当時の解釈 目的を追求したことを、言明しなければならないのである。 の基礎のうえに発展したこと、そして、ひとは監査役会に関する諸規定をもってまったく特定の十分に考慮された

それにもかかわらず、ひとは、わたしの考えでは、監査役会は編集委員会の軽率と無思慮にその成立を負うとい

 $\widehat{47}$ wesen) * に関するシェフレ(Schäffle)の論文からの以下の箇所は、特徴的である。すなわち、"一般に今日の株式会社 例えば、 Dtsch. Vierteljahres=Schrift 1856, Heft 4, S. 259ff.(S. 278) における "今日の株式制度 (Das heutige Aktien-

においては、

orbitante Vorteileを約束し、そしてとくに経営管理評議会における継続的な支配的影響力を自らのために確保しようと する〉設立者たちの寡頭制が支配している。この寡頭制は、 寡頭制が持つことを常としている総ての欠点を有している。

株主全体の国民主権(Volkssouveränität)ではなく、〈定款の起草の際に自らのために逸脱した諸利益ex

48 Abgedr. im Kgl. Preuß. Staatsanzeiger v. 29. 5. 1856 u. b. Weinhagen, Anh. S. 89f. Vgl. auch Akten d. Justizminist

情実主義、少数者の私的利益のための一般的利益の搾取、

一言でいえば、

腐敗が支配している。』と。

betr. Aktienverein, Vol. II, Bl. 117r.f.

49 $\widehat{51}$ $\widehat{50}$ Passow, a.a.O., S. 393, 396 Art. 224, Abs. 2, 190 ADHGB Art. 236-238, 187-189 ADHGB

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 $\widehat{52}$ も登場しなかった。』とパッソウPassow, a.a.O., S. 393,が書いているとき、そのことは必ずしも完全には正当ではない。 条に『監査委員会(Beaufsichtigungskomitee)』について語られている。Vgl. auch Akten des Handelsminist. betr ルリン=ライン会社 少なくとも類似の呼び名が存在した。Amtsbl. d. Reg. Düsseldorf Nr. 17 v. 5. 4. 1852に公表されている、 "ニュルンベルク会議の審議に至るまでは、 (die Berlinisch=Rheinischen Gesellschaft der Kohlenbergwerke an d. Ruhr) ドイツの株式会社においては [^] 監査役会Aufsichtsrat、はおそらく一 の定款三一条・三三 ルール炭鉱べ 度

sion) ホ が存在した。それどころか一八〇八年と一八一八年のディリンガー冶金工場会社の定款すら、 監視機関を知っていた。なぜなら二四条によれば、取締役団は、 vgl. auch Bl. 93.アーヘン=マーストリヒト鉄道会社においては、 会社の定款の草案四八条以下においては、"コントロール委員会(Kontroll=Ausschuß)』が規定されていた。それがそ の後経営管理評議会(Verwaltungsrat)に改称されたのである。Vgl. Akten betr. Diskonto=Gesellschaft a.a.O., Bl. 24 r. 業務管理を〈三〇条によれば計算書類の作成のみなら 一八四五年に ″コントロール委員会(Kontrollkommis すでにそのような

Sammlg. d. Statuten d. auf Bergbau begründeten AGen. 1835–54 (Geh. Staatsarchiv) Vol. 1, Bl. 114ff. bes. Bl. 117.割示

駿河台法学

Staatsarchiv, とに、委託されていたからである。Vgl. Akten d. Handelsminist. betr. d. Gesellsch. der Dillinger Hüttenwerke (Geh 取締役団のその他の活動をもまた監督しなければならなかった〉,三人の特別委員Kommissareの監査Aufsichtのも

53 Vgl. Hansemann, Eisenbahnen, S.

そこでは一五頁において、次のように述べられている。すなわち、。それゆえコントロール機関の諸機能は、

執行機

- 揮を配慮してはならないこと、それとは反対に、後者(執行機関の諸機能)は、 場合、ならびに、 関の諸機能から、〈前者(コントロール機関の諸機能) 個々の諸場合においても、決定的な意見を与えなければならないが、しかしその他の点では、 は、 なるほど個別の営業部門の管理のための一 前者の責任においてその他の機関に前 般規定の 業務指 確定
- 55 そして、通常の経営管理評議会と名づけられるところの会社の諸機関』について論じられている。三九〇頁には、さら の適切なコントロールのもとに委ねられたままにとどまる、というように〉厳格に区別されなければならない。〟と。 三四六頁には、かの『取締役団のコントロールのために任命されるただ会社を助言しコントロールするところの、
- に、″いまやひとは、 示を与え、取締役団と株主の間の交流を媒介するなどの〉会社の委員会と出会っている。』 Vgl. ferner S. しかしまた至るところで、〈取締役団の業務執行を監視し、 取締役団に個別の場合において特別 391, 401
- <u>56</u> だけが問題となりえたのである。Vgl. auch Passow, S. その場合、これらの諸規定全部が一回だけの会計監査のための人々の選任を規定したので、ただ会社の永続的機関 395

その時代のとるに足らない文献に立ち入ることは必要ではない。なぜならすでに示されているように、

彼らは

第一に、株式会社の本質という問題と取り組んだ。そしてそれゆえ通常、内部組織の取扱において多かれ少なかれ列挙 う言葉が名指しされなかったことは、 なっており、 する記述にみずからを制限している。パッソウS. 393が正当にも指摘しているように、 そして全く異なる諸機関が同じ名称を付与されているので、その場合、"監査役会(Aufsichtsrat)、とい 何ものも意味しないのである。あるコントロール機能は、 個別には、 しばしば言及された。 諸関係は異常に異

58

A.A. Passow, S. 393

Vgl. z.B. Pöhls, a.a.O., S. 182, 193, und Jolly in Zeitschr. f. dtsch. Recht u. dtsch. Rechtswissensch., Bd. 11, S. 371 やりや *株式会社のたんにコントロールし鑑定意見を述べる部署 (Behörden) * が問題となっている。

普通ドイツ商法典に至るまでのドイツ法における株式会社の内部組織の発展 は、 Vgl. Prot. S. ただ ^ 監査役会 Aufsichtsrat、という表現のみが証明されるべきである。ひとは、それによって、 388f., 399. 一八五六年のフランスの法律の引用をとおして、 私の考えでは、 編集委員会の指 パッソウS.

かった。この命題を人は、当時、 定においては、 が述べているように、匿名組合員がいかなる方法においても業務執行に関与してはならないことを証明しようとはしな 変化が問題となっている。それは、 パッソウPassow, a.a.O.がさらに 古いドイツ的意味における匿名組合のことを考えていたからである。ここでは、 証明する必要はなかったのである。なぜなら委員の多数はいずれにせよこれらの 〈株主は匿名組合員(stille Gesellschafter)として会社の経営管理にもまた参加する フランス法の引用をとおして説明されるべきである。 むしろ純粋な用

a.a.O. S. 87によれば、この規定は、"株式の自由な譲渡性のゆえに (匿名組合員が経営管理に参加するかどうかに関する 原則として当時の考察方法によれば、 いことに対しては、反対していない。 コントロールは実際には実現可能ではないであろうというゆえに〟のみ規定されたのである。この規定は、 ことが許されるとする〉プロイセン草案一六九条を援用するとき、そのことは何ものも言っていない。理由書Motiven 匿名組合員の全体が、会社の諸機関の中で、会社の経営管理に関与してはならな それゆえこの機関は、監査役会へと改称されなければならなかったのである それゆえ、

60 管理Verwaltung、という語は、 立ち至った。 任解除の際に議決権を行使してはならない、と規定したプロイセン草案の一九六条の審議の際に、そのような議論へと Vgl. hierzu und zum folgenden Prot. S. 346, 390, 391 und 401.まさに、会社の経営管理に参加する者は取締役会の責 議事録においては、この箇所(S. 353)で、次のように述べている。すなわち、"ひとは、ところで `経営 ひとはそれをとおして、 その条文によってたんに経営管理評議会のコントロール 的

動と決定的活動もまた関係すべきであることを認めることが試みられるゆえに、容易に、 誤解の原因を与えうる、 63

う』人々に関係しないところの、より多くコントロールする機関を監査役会と名づけること、そして、そのようにして みなしたので、 他の名称が必要である、と。ここでは、一九六条三項に従って、 禁止が ″経営管理につ いての監

- 61
- Art. 227-231 ADHGB

この規定に関してあらゆる疑いを排除することは、自明であった。

62 ″取締役会について(Von dem Vorstand この提案に従って、以下の諸規定が法律の中に挿入された。

取締役会は 会社は、それが (株主総会において)直接に行為しない限りでは、 取締役会をとおして代理される。

裁判所で、一般的に対外的に同様に、代理するところの一人または数人の従業員(Angestellte)から、 般的

特別

走っている営業を世話し、各自がその世話を手配し指揮するところの、そして、この営業との関連において会社を

2. 的な指導を与える権限を与えられうる会社の委員会(Gesellschaftsausschuß)から、 業務執行一般、 株主総会の招集を手配し……任用や解雇を行い、そしてその上に、業務執行のための

3. ここでもまた、ひとがまさに取締役団と委員会の対置をとおしてこれらの概念のよりよき境界設定へと立ち至ろうと 一人または数人の検査人(Revisoren)……から、構成される。』

試みたことが、明らかに示されている。 ひとが第三者保護のために取締役会に無制限に対外的に会社を代理することを認めたので、ひとは、

株主の任意代

る。それはごく当然なそしてもっとも重要な任務であった。内部関係において取締役会がさらに委員会の指図に拘束さ 理人としての株主の委員会に、それの下位に位置づけられる取締役会を監督する任務のみを与えることができたのであ れることは、 自明であり、何らの言及も必要とはしなかったのである。なぜなら組合説によれば、 取締役会は委員会の

代理人であったからである。Vgl. Thöl, a.a.O., S. 167

64 ず 式会社にも……拡張した。』それどころかひとはその新たな表現を『盲目的に株式会社に適用したが、』そのことは『い れにせよ一つの誤りである。』と言うとき、それは以上に示された理由から正当ではない。 パ ッソウPassow S. 398が、 ひとは *明らかに全く図式的にただ外部的な平等性の利益においてのみ新たな表現を株

結語

は、 ゆえ株主総会は会社の所有者たちの結合体ではなく、 株主に対するおよび公共に対する彼らの責任が明確に作り出されることを、 株式会社の無名性がたえず強く注目されうるものとなったところの、増大する無責任性であった。今日、われわれ らず、広範に企業指揮のために責任を負う機関として設定することが可能となった。その結果は、それをとおして 仕方で基礎づけた。そのことをとおして、株主総会を、それが実際にはほとんど影響力を持たなかったにもかかわ である。 でもなおその後もまた普通ドイツ商法典において確定された内部組織に固執し、そして、それをさらに仕上げたの した時代に成立したことが確定される。 総括すれば、 企業指揮の指導的なひとびとに法的にもまた再び彼らに値するより自由な地位が与えられ、 ひとは会社の内部組織をさらに株式会社におけるデモクラシーの原則というスローガンをもって誤り導く 普通ドイツ商法典の株式法的諸規定は、ドイツにおいて株式会社の本質をめぐる活発な争い ひとは、 後の時代においては、 ただ会社の機関にすぎないことを認識したが、ひとは、 組合法が株式会社の本質と調和せず、 希望することができる。そのときには 他方ではしかし、 ・が存在 それ それ

本書の本文および注の全訳 完】

以上、

株式会社における無名性もまた、再び耐えうる程度に収まることであろう。